

八王子ゆめおりプラン

…財政計画編…

八王子市中期財政計画(平成17~19年度)

行財政改革の目標

市のまちづくりビジョン(基本構想・基本計画)を達成し、市民福祉の向上を図るためのしくみづくりと財政基盤づくり

平成 15 年 2 月

(「しくみと意識のステップアップ作戦(八王子市行財政改革大綱)」から)

持続可能で“元気な”行財政運営の推進に向けて

八王子市長 黒須 隆一

私は、市長就任以来「財政再建」と「行政改革の断行」を行財政運営上の大きな柱の一つに掲げて、全職員の意識改革を図るとともに、率先してその実現に向け邁進してきました。

具体的には『財政白書』を毎年発行して市の財政実態を明らかにするとともに、達成目標を個々に数値化して掲げた『財政再建推進プラン』や『しくみと意識のステップアップ作戦(行財政改革大綱)』を策定して、行財政基盤の確立に向け取り組んできたところです。その結果、就任当初 3,200 億円に達するほどであった市債現在高を 2,900 億円台に縮減したほか、経常収支比率や市税収入率などにおいても一定の改善がはかられたところです。

ところで「財政健全化」や「行政改革」は、それ自体が目的ではなく「市民福祉の向上」のため「最少の経費で最大の効果をもたらす」手段です。本市の基本構想・基本計画である『八王子ゆめおりプラン』に掲げた地域経済の活性化や市民協働、人づくり、まちづくり、都市基盤整備の充実などの施策推進に向けた「財政基盤の確立」が目的であり、次世代に向けて持続可能な「行財政システム」を構築していくことに意義があります。

そこで、「実施計画」である『八王子ゆめおりプラン【実行編】』の発行に合わせて、新たに、財政面での裏づけとなる財政フレームそのものと、財源確保に至る取り組みを示した『八王子ゆめおりプラン【財政計画編】』(「中期財政計画」)を策定したものです。本市を取り巻く経済情勢には引き続き厳しいものがありますが、今後も引き続き“元気な”まちづくりを進めていくために不可欠な「持続可能な行財政運営」を進めていく所存です。

平成 16 年 10 月

目 次

1	策定の趣旨	1
2	年度別歳入歳出フレーム	3
3	歳 出	7
(1)	人件費	8
(2)	扶助費	10
(3)	公債費	12
(4)	物件費	14
(5)	補助費等	16
(6)	維持補修費	18
(7)	投資的経費	20
4	歳 入	23
(1)	市 税	24
(2)	分担金及び負担金、使用料及び手数料	26
(3)	市 債	28
(4)	地方譲与税、交通安全対策特別交付金	30
(5)	税交付金	31
(6)	地方交付税、地方特例交付金	32
(7)	国庫支出金、都支出金	33
5	特別会計	35
(1)	国民健康保険事業特別会計	36
(2)	老人保健特別会計	38
(3)	介護保険特別会計	40
(4)	下水道事業特別会計	42
(5)	駐車場事業特別会計	44
6	定員適正化方針	47

策 定 の 趣 旨

1．策定の目的

本市の総合計画である『八王子ゆめおりプラン』に掲げた施策目標を達成し、「めざす方向」の実現を図るため、施策体系に沿った事務事業の実施方針として、計画期間3年間の「実施計画」を策定しています。このたび、平成17～19年度の『八王子市実施計画（八王子ゆめおりプラン【実行編】）』を公表するところです。

「実施計画」を滞りなく実行し、目標達成に向けた施策展開を図るためには、それを担保する確かな財政基盤が必要です。本『八王子ゆめおりプラン【財政計画編】』は、公平・公正な負担と最適な資源配分の視点のもと「最少の経費で最大の効果」があげられるよう、歳入・歳出における財政運営の方針と、平成19年度までの安定した財政基盤の確立に向けた取組の方向性を示すとともに、今後の組織運営や新たな行政需要への対応を見据えた「持続可能な」行政運営を進めていくための中期的な財政計画を明示するものです。

2．計画の組立

(1) 計画期間 平成17年度から平成19年度までの3か年

(2) 構 成

ア．年度別歳入歳出フレーム 歳入・歳出額を一覧表にして、3か年の財政フレームを示したものです。

イ．項目別内訳 歳出・歳入及び特別会計の別で、「現状」「めざす方向」「課題」「対策」を、項目別・性質別の分類に沿って、原則見開き2頁で簡潔かつ具体的に記述しています。

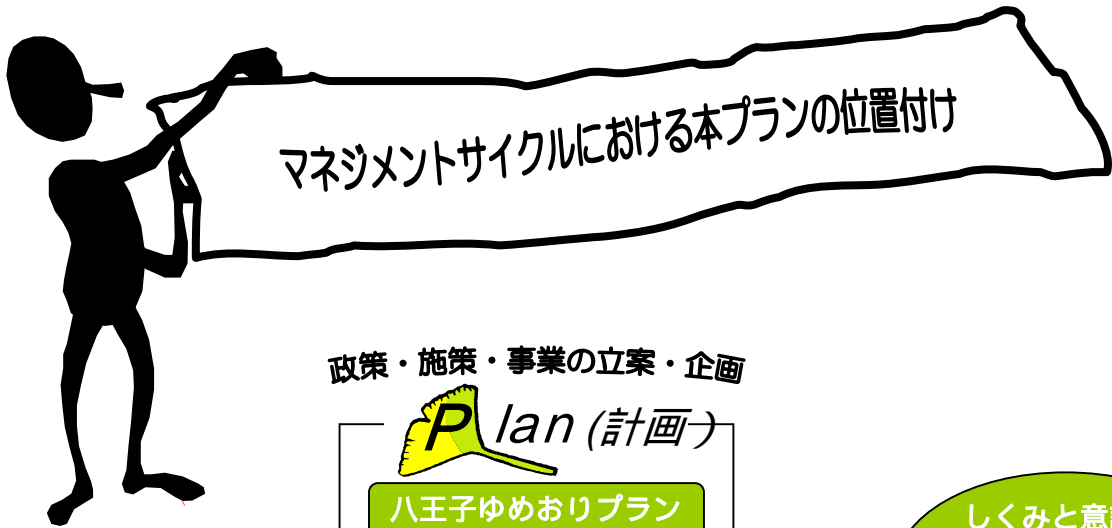
なお、現状のまま推移した場合の想定歳入・歳出額、及び対策に掲げた取組実施後の歳入・歳出額を原則各項目ごとに明示しました。

ウ．定員適正化方針 協働の時代に相応しい、簡素で効率的な政府を構築していくためには、常に組織と定員の適正化に努めていかなければならないことから、中期的な定員管理の方針を示すとともに人件費算定の基礎となる、3か年の職員数を示したものです。

3．計画の位置付け・性格

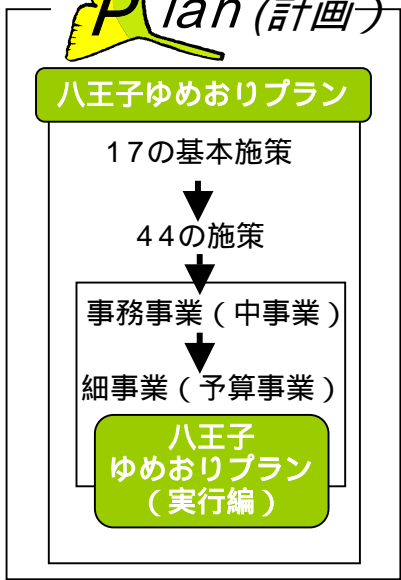
(1) 実施計画策定の基礎となる財政計画の性格を有するものです。

(2) 本計画における「対策」は、市の各部署が歳入増・歳出削減に取組む際の基本的な指針です。また、「対策実施後の歳入・歳出額」は具体的な市の達成目標です。



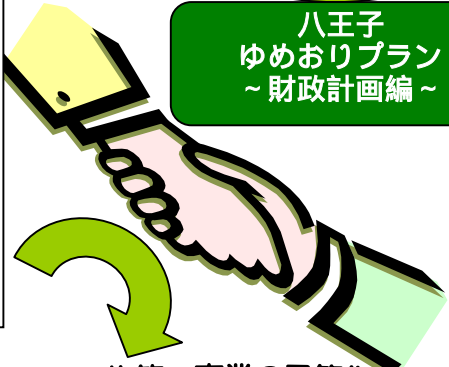
政策・施策・事業の立案・企画

Plan (計画)



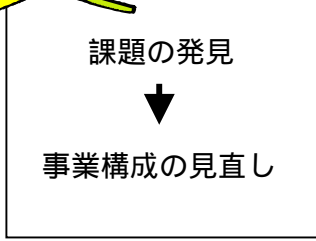
しくみと意識の
ステップアップ
作戦
～行財政改革大綱～

八王子
ゆめおりプラン
～財政計画編～



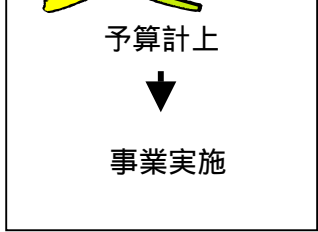
事業の改革、政策・施策の再構築

Action (見直し)



政策・施策・事業の予算化・実施

Do (実施)



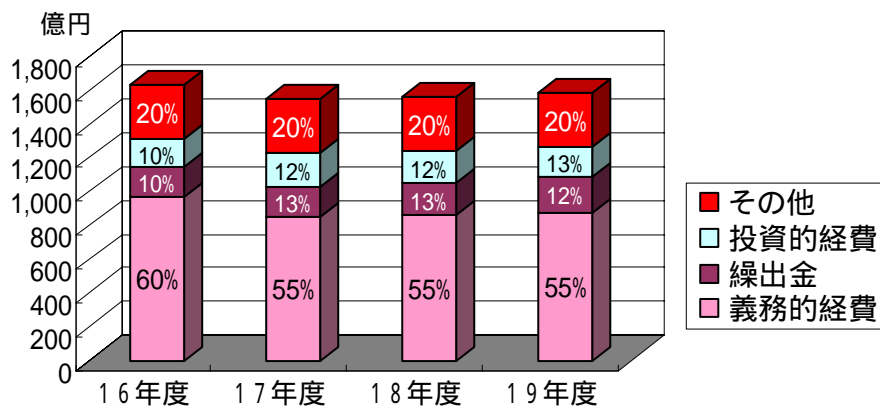
効果の測定・評価・分析

Check (評価)

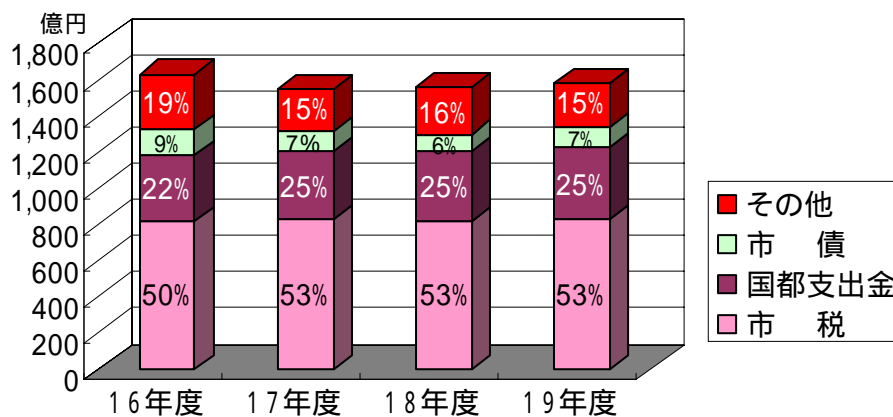


年度別歳入歳出フレーム

歳出構成比



歳入構成比



年度別歳入歳出フレーム

歳 出

年 度	1 6 年度		1 7 年度		割合	対前年度 一般財源 増減	1 8 年度		割合	対前年度 一般財源 増減
	事業費	一般財源	事業費	一般財源			事業費	一般財源		
人件費	31,206	28,387	30,179	27,438	19.5	949	29,569	26,842	19.0	596
扶助費	34,528	10,252	36,404	10,650	23.5	398	38,095	11,142	24.5	492
公債費	31,206	15,406	18,272	15,652	11.8	246	18,345	15,761	11.8	109
物件費	17,449	12,080	17,146	11,156	11.1	924	16,700	10,873	10.7	283
維持補修費	1,644	1,604	1,682	1,639	1.1	35	1,657	1,587	1.1	52
補助費等	12,538	11,053	12,644	10,565	8.2	488	12,638	10,290	8.1	275
繰出金	17,059	16,486	18,130	17,233	11.7	747	19,339	18,576	12.4	1,343
投資的経費	16,605	5,053	19,777	5,080	12.8	27	18,545	4,575	11.9	505
その他	665	315	407	216	0.3	99	628	443	0.4	227
合 計	162,900	100,636	154,641	99,629	100	1,007	155,516	100,089	100	460

歳 入

年 度	1 6 年度		1 7 年度		割合	対前年度 一般財源 増減	1 8 年度		割合	対前年度 一般財源 増減
	総額	一般財源	総額	一般財源			総額	一般財源		
市 税	81,907	81,907	82,377	82,377	53.3	470	81,946	81,946	52.7	431
地方譲与税	1,170	1,170	2,078	2,078	1.3	908	2,090	2,090	1.3	12
利子割交付金	641	641	589	589	0.4	52	542	542	0.3	47
地方消費税交付金	6,003	6,003	5,642	5,642	3.6	361	5,698	5,698	3.7	56
自動車取得税交付金	1,333	1,333	1,415	1,415	0.9	82	1,429	1,429	0.9	14
地方特例交付金	3,300	3,300	3,172	3,172	2.1	128	3,238	3,238	2.1	66
使用料及び手数料	4,419	427	5,192	432	3.4	5	5,229	457	3.4	25
国庫支出金	19,397	26	21,264	5	13.8	21	21,610	13	13.9	8
都支出金	17,004		17,069		11.0		17,264		11.1	0
財産収入	1,035	960	580	505	0.4	455	798	723	0.5	218
市 債	13,761	1,950	10,962	1,800	7.1	150	8,918	1,825	5.7	25
その他	12,930	2,919	4,301	1,614	2.8	1,305	6,754	2,128	4.3	514
合 計	162,900	100,636	154,641	99,629	100	1,007	155,516	100,089	100	460

(単位 百万円)

19年度		割合	対前年度一般財源増減	3か年合計		備 考
事業費	一般財源			事業費	一般財源	
30,144	27,410	19.1	568	89,892	81,690	
39,786	11,636	25.2	494	114,285	33,428	主な事業の一財増額(3か年) 生活扶助 505、住宅扶助 319、 民間保育所運営委託 408
17,211	15,043	10.9	718	53,828	46,456	
16,545	10,764	10.5	109	50,391	32,793	
1,735	1,662	1.1	75	5,074	4,888	
12,181	9,483	7.7	807	37,463	30,338	
20,686	19,905	13.1	1,329	58,155	55,714	主な事業の一財増額(3か年) 国保会計 2,666、老健会計 649 介護会計 1,191、下水会計 2,292
18,642	4,515	11.8	61	56,964	14,170	
672	490	0.4	47	1,707	1,149	
157,602	100,908	100	819	467,759	300,626	

19年度		割合	対前年度一般財源増減	3か年合計		備 考
総額	一般財源			事業費	一般財源	
82,872	82,872	52.6	926	247,195	247,195	
2,102	2,102	1.3	12	6,270	6,270	16年度は所得譲与税8億9千7百万円を算入していない (当初予算対比のため)
521	521	0.3	21	1,652	1,652	
5,755	5,755	3.7	57	17,095	17,095	
1,443	1,443	0.9	14	4,287	4,287	
3,300	3,300	2.1	62	9,710	9,710	
5,245	461	3.3	4	15,666	1,350	
22,745	13	14.4	0	65,619	31	
17,190		10.9		51,523		
446	371	0.3	352	1,824	1,599	
11,094	1,825	7.0	0	30,974	5,450	
4,889	2,245	3.1	117	15,944	5,987	
157,602	100,908	100	819	467,759	300,626	

計画策定にあたっての前提

- (1) 平成 16 年 9 月に内閣府が公表した経済指標によると、実質経済成長率は年換算で+1.3%と見込まれているものの、物価の動向は引き続き緩やかなデフレ状況にあるとされています。このことから、経済成長率について市税収入では参考としましたが、歳出には反映していません。
- (2) 三位一体改革の影響について、平成 18 年度までの全体像は平成 16 年度内には詳細を決定するとされているものの、現時点では不確定要素が多いことから、平成 16 年 10 月時点で既に決定した事項に関する影響額のみ反映しています。なお、所得譲与税については平成 19 年度まで見込んでいます。
- (3) 対象数算定等に用いる人口は、原則として「八王子ゆめおりプラン」の推計値を用いています。
- (4) 推計のベースは平成 16 年度予算額としたうえで、歳入歳出ともに各年度可能な限り個別事情を考慮しました。
- (5) 個別の試算内容は次のとおりです。

人件費

ア．給与改定率は 0%とし、定期昇給は毎年 1.24%、期末・勤勉手当は 4.4 か月分で算出しています（平成 16 年度予算数値）。

イ．職員数については、定員適正化方針に基づき算出しています。新規採用は、各年 20 人を見込んでいます。

市 税

緩やかながらも景気の回復を見込み、計画期間中の個人市民税への影響を伸び率 1.0%として見込みました。また、個人市民税の所得割に配偶者特別控除の廃止等を考慮しています。

使用料及び手数料

施設使用料は、利用区分変更などの対策実施分を除いた自然増について前年度比+1.0%の伸びで算出しています。また、手数料には家庭ごみ有料化に伴う平年度化された指定収集袋の売上収入を見込んでいます。

国・都支出金

事業費から算出し、積上げています。

市 債

事業債については、事業費から算出し、積上げています。また、減税補てん債は、市税の見込みにより算出しています。なお、臨時財政対策債は見込んでいません。

繰入金

ア．財政調整基金繰入金

平成 17 年度：0、平成 18 年度：5 億円、平成 19 年度：7 億円（退職者増に対応）

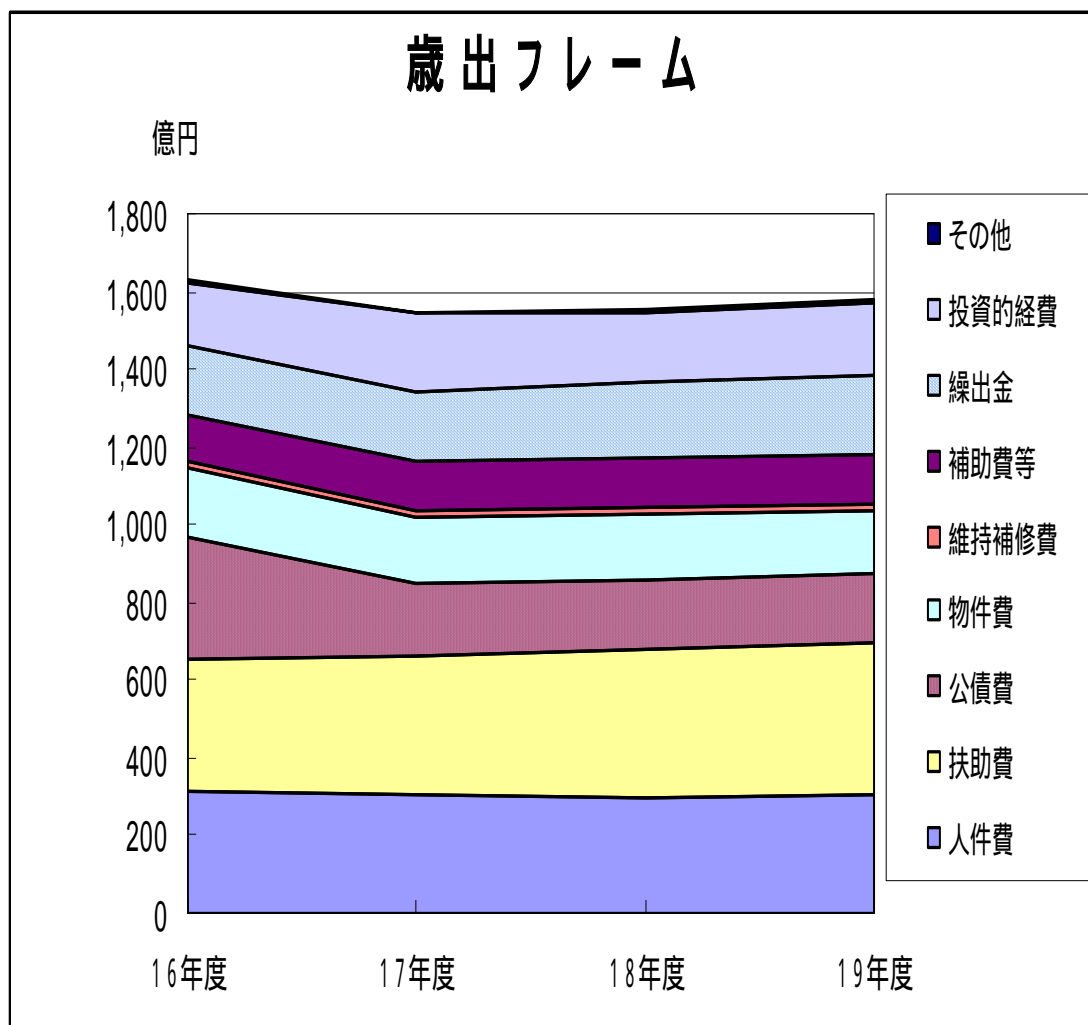
イ．公共施設整備基金繰入金

各年 3 億円（一般寄附相当分）

項目別内訳

年度別歳入歳出フレームを構成する歳出歳入のうちの主要な科目と、フレームに関連する主な特別会計について、その現状、課題、今後の対策などについて示したものです。

歳出（一般会計）



1. 人件費

定員管理の適正化

基本計画 第1編第3章第2節「効果・効率的行政運営」

【現状と問題点】

人件費とは、常勤の一般職員(以下「一般職員」という)・再任用短時間勤務職員の給与や嘱託員の報酬を言います。これらは扶助費や公債費とともに義務的経費と言われ、法令などでその支出が義務付けられているため、簡単には削減が難しいとされています。市役所では、このほか臨時職員や民間からの派遣職員が働いていますが、臨時職員の賃金や派遣職員の委託料は、一時的に活用する経費であるとの位置付けから、統計上の分類では、「人件費」ではなく消費的経費である「物件費」に含まれます(P14「物件費」参照)。本市においては、業務の執行体制を見直すとともに臨時職員を含む多様な雇用形態を導入することで、一般職員数の抑制による人件費の縮減に努めてきました。具体的には、平成13年度末の定年退職者から新たに一般職員の補充を行わないことにより、4年間で一般職員について、総数の1割を超える387名を縮減し、3,282名としています。一般職員1人当たりの市民数でも161人となり、これは人口が20万人を超える市では、人口あたりの一般職員の少なさで第3位にランクされます。加えて、緊急の取組として、期末勤勉手当の削減と特殊勤務手当のうち清掃業務従事手当の適正化を行ったほか、給与のマイナス改定と期末手当の支給率の削減、退職手当の支給率削減により人件費の抑制を図ってきました。しかし、一般職員の数は一減すれば良いというわけではありません。時代に相応しいサービス提供を行っていくためには、一定の一般職員は必要となります。また、退職者の不補充を長期間続けると、職員構成に均衡を欠き、組織の活性化にも支障をきたします。

【めざす方向】

一人ひとりの職員が、真に「全体の奉仕者」の立場に立って行政サービスの提供を行っていく意識の確立を図るとともに、「最少の経費で最大の効果」がもたらされるよう、時代の要請に応じた業務の執行体制や多様な雇用形態の導入に努め、「小さくて効率的な政府」の構築をめざします。

【課題】

規制緩和・民間参入・市民協働などの気運が高まる中、公共サービスの担い手についても民営化・民間委託など多様な形態の導入が求められていますが、過去の経緯等にも影響され、中々進みにくい状況にあります。公務員制度改革により、短時間勤務・フレックスタイム・在宅勤務など多様な勤務形態が検討されている中、業務内容や執行方法を分析・研究して、新たな人員体制を整備していくことが求められています。そうした流れの中で、一般職員に係る各種手当のあり方の検証が必要です。また、平成19年度から数年間、いわゆる「団塊の世代」が一斉退職を迎えるため一時的に総額が増加する退職手当や年齢構成のゆがみに対応していく必要があります。多様な雇用形態を導入していく際には、臨時職員の活用も求められるため、業務に応じた臨時職員の位置付けを明確化していくことが必要となるとともに、その採用にあたって透明性や公平性の観点から説明責任が果たせる制度の検証が必要です。

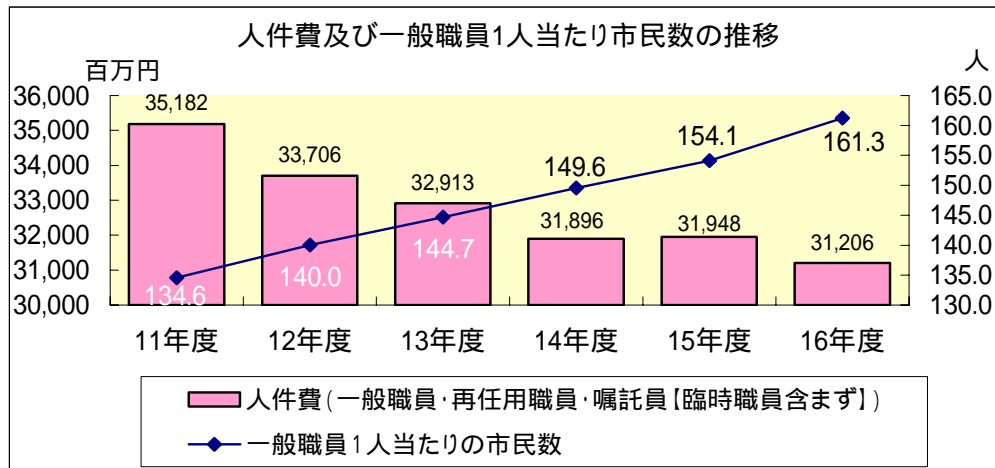
【対策】

これまで職員定数の管理は一般職員を対象に行ってきましたが、再任用短時間勤務職員や嘱託員、臨時職員など、いわゆる人的資源全てを業務の質や量、時代の要請に応じて計画的に配置する「定員適正化計画」を策定します。

各部に一定の人事権限を付与し、業務の繁閑に合わせた柔軟な人員配置が進められる体制を構築します。

職場・職務に見合った形となるよう、特殊勤務手当の見直しを行います。

退職手当について、時代状況や民間の支給基準等を勘案する中で再検証するとともに、年度間格差による市民サービスへの影響を考慮し、財政調整機能をもつ基金の活用も検討します。勤勉手当については目標管理との連動の中で、実績に応じた評価の反映を非管理職にも拡大していきます。



区 分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
人件費(百万円)	35,182	33,706	32,913	31,896	31,948	31,206
職員数(4月1日:人)	3,769	3,669	3,581	3,486	3,399	3,282
人口(4月1日:人)	507,151	513,762	518,074	521,359	523,829	529,226
一般職員1人当たり市民数	134.6	140.0	144.7	149.6	154.1	161.3

平成11～15年度については決算額、16年度は当初予算額

【3か年の見通し】

(単位:百万円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備 考
給 料	13,079	12,784	12,472	12,240	37,495	
職員手当等	12,524	12,101	11,895	12,783	36,780	
うち退職手当	2,781	2,583	2,583	3,640	8,806	
共 済 費	3,503	3,421	3,343	3,277	10,041	
その他(報酬等)	2,100	1,873	1,859	1,845	5,577	
人件費合計	31,206	30,179	29,569	30,144	89,892	

特殊勤務手当 縮減目標額	-	8百万円	8百万円	8百万円	2千4百万円	
-----------------	---	------	------	------	--------	--

2. 扶助費

計画と連動した予算編成と財政基盤の確立

基本計画 第1編第3章第3節「持続可能な財政運営」

【現状と問題点】

扶助費は、生活保護や児童対策などの社会保障に要する経費です。生活保護法、児童福祉法、社会福祉法、老人福祉法などの諸法令により支出が義務付けられているものが多い経費です。本格的な少子高齢社会を迎える中で、対象者や対象範囲が拡大していく傾向にあり、近年歳出額も増大し支出に占める比率も増加の傾向にあります。介護保険の導入をはじめとして、保育や障害者福祉の分野などでも「措置」から「契約」への流れのもとで、制度やあり方の見直しが進められています。平成12年度から介護保険が導入され、一般会計の扶助費の支出額は減少しましたが、介護保険特別会計の福祉に係る支出を加えると高齢者福祉に係る総額は増加しております。

【めざす方向】

年少者や高齢者、障害を持った方などを含めた全ての人が、一人ひとりの状況に見合ったサービスを、適正な負担のもとで選択できる、長期的に持続可能な社会保障制度の運営をめざします。

【課題】

扶助費は、全国どこでも健康で文化的な生活が送れるよう、一定の社会保障の供給を保障するナショナルスタンダードの視点から、その支出が法令によって義務付けられたものの多い義務費です。義務費の中でも、その対象者が年々増加していることから、将来的にも総額の増加が最も予想される経費です。経費の負担は国や都も担っており、必ずしも市の負担だけが増大していくものではありません。しかしながら、例えば平成12年のいわゆる「地方分権一括法」が施行された際に、法令上に「都道府県等」と「等」の一文字が挿入されたことにより、児童扶養手当の所要額の4分の1が市町村の負担となったような経緯もあります。生活保護もそうですが児童扶養手当も国の政策として、その対象者や内容は法令で細かく規定されており、市町村が判断できる要素はほとんどありません。こうした経費については本来国が全額を賄うのが筋ではないでしょうか。この児童扶養手当の財源措置としては、地方交付税算定上の基準財政需要額に算入しているものですが、結果的に不交付団体にとっては全額を市税その他で賄うこととなります。ちなみに、15年度決算における市の負担額は3億8千万円に及びます。また、生活保護のような国民としての最低生活を保障するものを除いては、市民全体の公平性の視点から対象となる人の負担力も勘案した上で、適正な受益と負担の関係を検証していく必要があります。15年度決算における「保育所運営費」関係の所要経費は全体で約100億円に及んでおり、対象児童数9万人ですから1人当たり11万1千円余となっています。この経費負担の内訳ですが、国庫支出金17億、都支出金30億、市の一般財源負担が39億円であるのに対して入所者の扶養者が負担している額は14億円となっています。少子化対策に向け、子育て支援施策の一環としての「保育サービス」の充実を進めていく必要がありますが、制度を健全な形で持続していくためには、施策の充実と適正な負担のあり方は合わせて考えていく必要があります。

【対策】

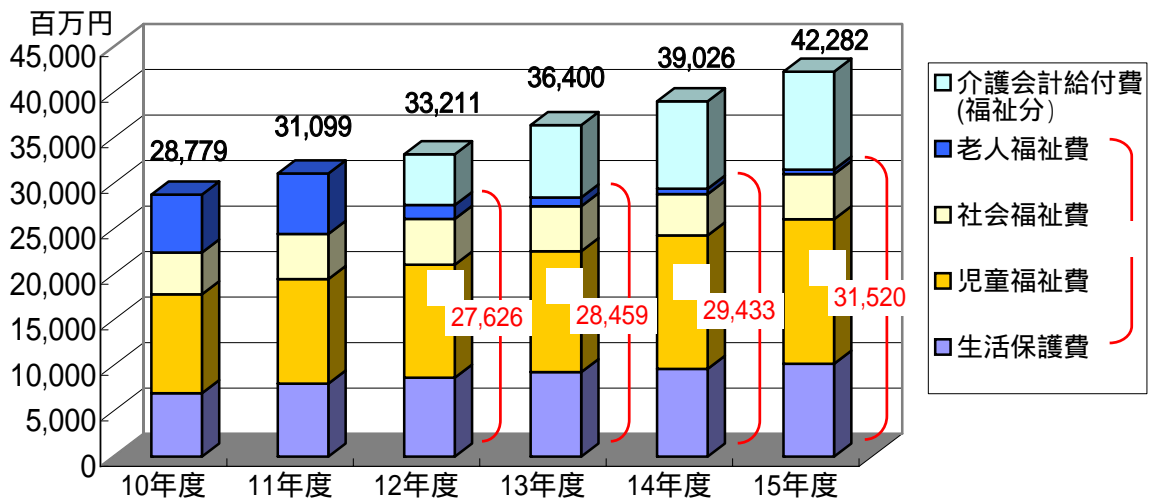
扶助費の多くは法令によりその支出が義務付けられており、経営的な視点から対策を講じる要素はほとんど無いのが現状です。

歳出を抑制していくためには、市が現在進めている「健康づくり」施策などにより対象者を減じていくことや、「措置から契約」の流れの中で、一人ひとりが自分の状態にあった適切なサービスを選択していくことで、一律的に行われてきた措置時代の無駄を省くことなどがあげられます。

また、実際のサービス提供者を市の直接施行から民間事業者へ、更にはNPO法人等へと多様化していくことにより、受給者の視点に立ったサービスを経済性の面で効率的に提供していくことなどが考えられます。

受益と負担の関係を考慮に入れるべきサービスについては、一定のルールのもとで適切な負担によりサービス内容の充実と継続を図っていくことも検討します。

扶助費(介護給付費含む)の推移



【3か年の見通し】

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
扶助費	34,528	36,404	38,095	39,786	114,285	

「ゆめおりプラン」による本市の年齢3区分別推計人口の推移 (単位:人)

区分	15年度	18年度	21年度	24年度	27年度	30年度
0～14歳	人口	72,200	72,300	72,400	72,500	72,500
	増減数		100	100	100	0
	人口比	13.18%	12.94%	12.70%	12.47%	12.22%
15～64歳	人口	389,500	389,600	389,800	389,900	390,000
	増減数		100	200	100	100
	人口比	71.13%	69.73%	68.35%	67.04%	65.76%
65歳以上	人口	85,900	96,800	108,100	119,200	130,600
	増減数		10,900	11,300	11,100	11,400
	人口比	15.69%	17.33%	18.95%	20.50%	22.02%
総数	人口	547,600	558,700	570,300	581,600	593,100
	増減数		11,100	11,600	11,300	11,500
	人口比	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

3. 公債費

計画と連動した予算編成と財政基盤の確立

基本計画 第1編第3章第3節「持続可能な財政運営」

【現状と問題点】

自治体は、道路の新設・改良や学校施設の増改築などに充当するため地方債を起すことができます（P28「市債」参照）。その地方債(市債)の元利償還に係る歳出が公債費です。従って、公債費に関する問題点や課題は市債と重複するものが多くなります。

ただし、市債（借金の借入れ）は市の判断で発行自体や発行額をある程度決定できるという選択性を有するのに対して、一度借りたものの償還である公債費は、長期に渡る義務負担であり、当該年度の努力でどうすることもできません。

義務的経費の中でも、短期的には最もコントロールの利かない経費です。従って、公債費の縮減には、長期的視点に立っての市債の発行抑制が必要です。

平成13年度から財政再建推進プランに基づき、新規の市債借入れの抑制、高利率で借入れた市債の借換え、を行った結果、一般会計の公債費は平成13年度の214億円をピークに減少しています。また、市債現在高についても、平成16年度末で2,829億円(全会計)の見込みとなります(一般会計では1,547億円)。

平成7・8年度に借入れた減税補てん債の償還については、7年度分57億円を一括償還し、8年度分68億円については借換えることとしました。この結果、計画的に積み立てた減債基金が底をつくとともに、平成17年度から借換債の償還(6.5億円/年)が新たに始まります。

【めざす方向】

平成19年度末の市債現債額を全会計で2,700億円台、一般会計で1,400億円台にします。

ゆめおりプランの計画期間最終年度である平成24年度には、市債償還額(公債費)を全会計で250億円、一般会計で150億円をそれぞれ下回ることをめざします。

【課題】

利子負担を軽減するため、高利率で借入れた過去の市債の借換えを行っていますが、市債の多くは郵便貯金や年金積立金から借入れているため、運用利息を見込んだ貸し付けの視点から、原則、借換えることはできません。また、今後、市債が許可制から協議制に移行するとともに、借入先に民間金融機関が増えると、借換える際にも市の信用力が一層必要になります。

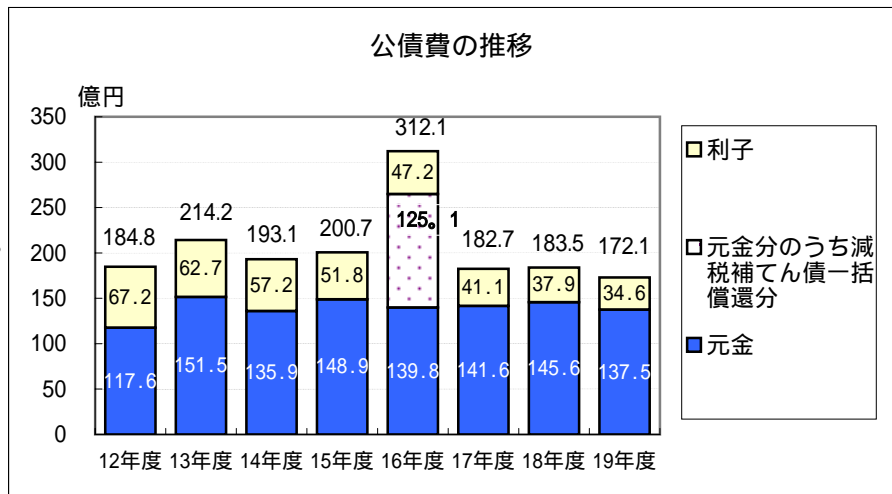
用途を特定した事業債の新規借入れは、行政評価などの結果を反映することなどにより事業を厳しく選択していくことで抑制しています。また、交付税削減の補てんである臨時財政対策債については、交付団体当時も含めて利用していません。

なお、本来自主財源として入るはずの市税の減税分の補てん財源である減税補てん債については、市民生活の維持確保のため必要な経費に充てるものであることから、借入れを行っています。

【対策】

引き続き、市債の新たな借入は、当該年度の公債費の元金分を上限とし、毎年度のプライマリーバランス（P29参照）の黒字化を継続するとともに、市債残高の縮減を図っていきます（具体的な市債残高目標を19年度末時点で2,700億円台に置いて取り組みます）。

高利率債については、借換えた場合の後年度の利子負担軽減額を検証し、効果が認められ、かつ借換え可能な場合は積極的に借換えます。減債基金を計画的に積立ってます（3か年で3億円）。



目標値

毎年度のプライマリーバランスの黒字化 (単位: 百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	3か年計	参考: 24年度目標値 (元利合計償還額)
目標	新たな起債額は元金償還額以内			下記以内	250億円を下回る (全会計)
元金償還額(全会計)	20,741	21,120	19,726	61,587	150億円を下回る (一般会計)
元金償還額(一般会計)	14,163	14,561	13,751	42,475	

市債残高

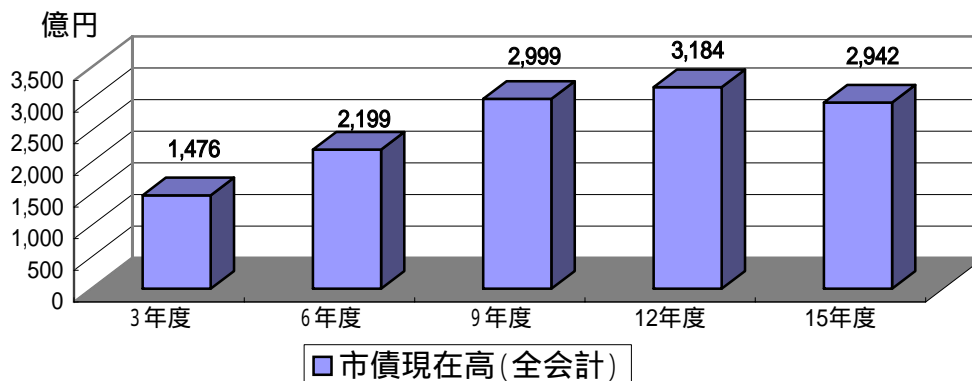
区分	17年度	18年度	19年度
(15年度末現在全会計) 2,942億円	19年度末に2,700億円台とする		
(同上: 一般会計) 1,683億円	19年度末に1,400億円台とする		

【3か年の見通し】

(百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
公債費	31,206	18,272	18,345	17,211	53,828	16年度は減税補てん債借換え分、6,836百万円を含む額。

市債現在高の推移(全会計)



4 . 物件費

最少の経費で最大の効果を果たす行政運営

基本計画 第1編第3章第2節「効果・効率的行政運営」

【現状と問題点】

建設事業など、初期投資が多大にかかるが、投資の効果が長期に渡るものを投資的経費と呼ぶのに対して、物件費は支出の効果が単年度限りの経費で、消費的経費とも呼ばれています。歳出科目では、賃金、旅費、役務費、需用費、委託料などが代表例です。1件ごとの必要額は投資的経費に比べると少額ですが、対象範囲が広いため15年度では全歳出の約11%(156億円)を占めています。

物件費のうちでも委託料が総額の50%を占めています。また、そのうちの90%が経常的なもの(施設の維持管理委託など継続的なもの)です。

経常的な委託料は、主なものとして健康診査が15年度で14億2千5百万円、ごみや資源物の収集が6億1千4百万円、市民会館・文化会館・学園都市センターの管理運営が4億9千2百万円、学校給食調理業務が1億3千6百万円となっています。これらは専門性・効率性・経済性の視点から直営と比較して委託により実施しているもので、特に経済性から委託しているものは、常に効果を検証しています。

効率的な行政運営をめざし、その手段として委託化や臨時職員の活用をすすめた結果、人件費は削減できましたが、一方では物件費のうちの賃金は伸びてきています。

事業を実施するうえで、賃金(臨時職員)を活用している代表的な事例は次のとおりです。

保育所運営(保育士)	...常勤の一般職員との役割分担の中で、延長保育や一時保育に対応しています。	...15年度決算額	1億7千7百万円
学校給食(調理補助)	...直営校において退職者の補充時に導入し、常勤の一般職員の補助業務を担っています。	...16年度予算額	8千2百万円
学校事務	...常勤の一般職員に替えて、再任用短時間勤務職員と併せて活用しています。	...15年度決算額	4千8百万円
図書館運営(事務)	...常勤の一般職員との役割分担の中で、嘱託員と併せて活用し、コストの増加なしで、常勤の一般職員の縮減と通年開館・夜間開館通年化を実現しました。	...15年度決算額	3千1百万円

【めざす方向】

物件費に占める割合の大きい委託料、需用費を常に検証することで、効率的な財政運営をめざします。

【課題】

施設のあり方を検討していく際には、指定管理者制度の導入等を視野に入れた中で、その施設の性格に応じた管理運営を行うとともに、経営的視点で経費の適正化を図る必要があります。

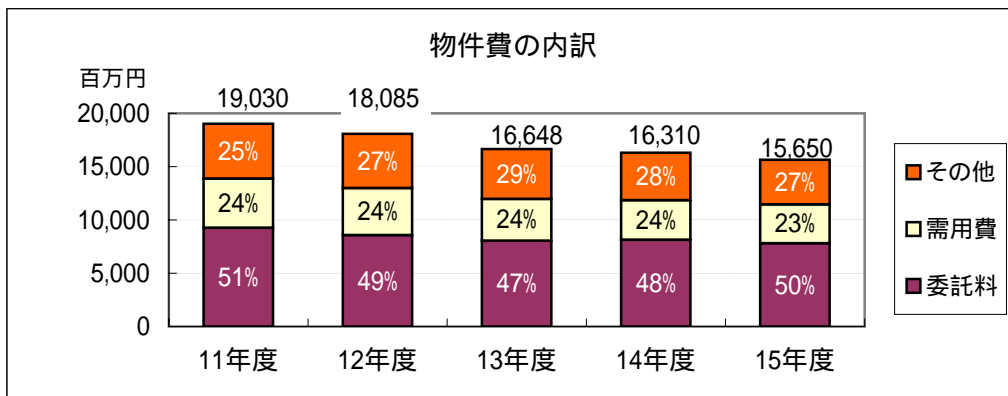
財政状況が厳しくなると先ずはじめに削減の対象となる経費として、維持補修費と並んで物件費があげられます。確かに内部的な努力が発揮しやすい経費ではありますが、市民協働が進む中、市民の公への関与の意欲は高まって来ており、こうしたところの経費のあり方については検証が必要です。行政評価の結果を踏まえるなどして、時代が要請する事務事業には手厚く配当するなど、メリハリのある予算配置と執行が求められます。

人件費の総額減少の視点からも、また地域雇用の拡大や協働の視点からも、役所の業務は正規職員のみで担うといった発想を転換していく必要があります。業務内容や業務プロセスを分析し、短時間又は短期間の職員等のより効果的な活用を図っていく必要があります。その際には「臨時職員」という名称や位置付けの変更の検証が必要です。

既に委託化している業務について、本来的に市でやらなければならない業務なのか、事務事業の評価を活用しながら、検証していく必要性があります。

【対策】

- (委託による効果の検証〔既に委託している事業の場合〕)
委託による効果と、多様な雇用形態を活用した際の直営実施とのコスト比較などを定期的
に実施します。
随意契約の見直しなど、適正な競争環境のもとで委託化が進められているかを検証します。
- (委託による効果の検証〔現在直営で行っている事業の場合〕)
人件費を含めた総事業費を念頭において、委託の可能性と導入の効果を検討し、委託化を推
進します。
市場化テスト(官民競争入札)の導入を視野に入れたコスト検証を行います。
- (施設管理のあり方についての検証)
指定管理者制度の導入を視野に入れ、直営で施設を運営する必然性を検証します。
- (臨時職員の活用)
業務内容に応じて、正規職員に代え臨時職員を積極的に活用できるよう、あり方を検証します。



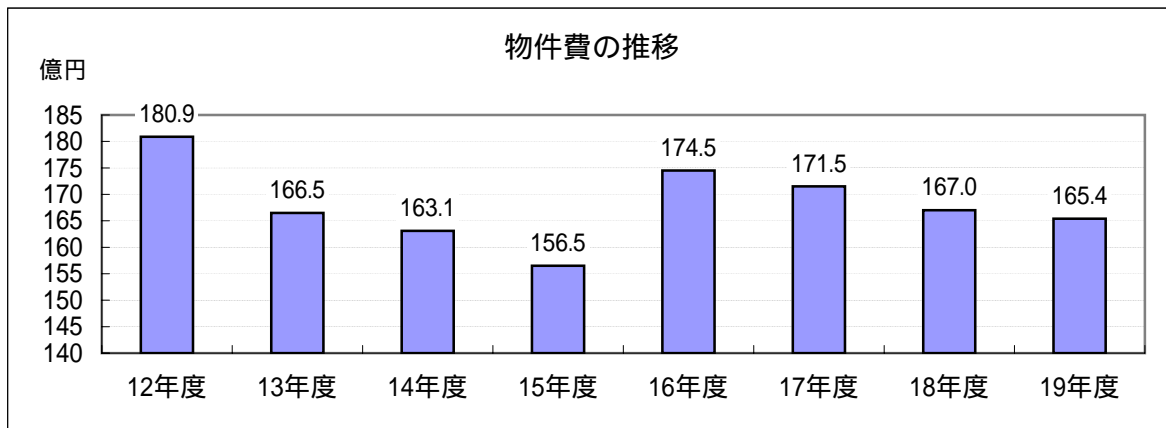
目標値

区分	17年度	18年度	19年度	備考
賃金	臨時職員の活用による賃金増は、常勤一般職員の減少による人件費減の22%を上限とする。			事務効率化の推進などにより、下表のとおり物件費全体は縮減を図るが、事務内容に見合った多様な雇用形態による業務遂行のため、臨時職員の活用を図る。その増加枠を定めるもの。定員適正化方針参照。
対前年比増加額の上限	1億2千万円	1億2百万円	1億2百万円	
委託料	既存施設に係る維持管理経費の10%縮減を目指す。			指定管理者制度の導入等を活用

【3か年の見通し】

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
物件費	17,449	17,146	16,700	16,545	50,391	



5 . 補助費等

計画と連動した予算編成と財政基盤の確立

基本計画 第1編第3章第3節「持続可能な財政運営」

【現状と問題点】

その支出の目的・根拠・対象により多種多様ですが、主に、報償費、保険料、負担金・補助金・交付金、寄付金、公課費を指します。地方財政状況調査では、支出する相手によって国・都・同級他団体、一部事務組合、その他に分類します。本市では、主なものとして、都に対し「常備消防事務委託負担金」、一部事務組合に対し「三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金」「多摩ニュータウン環境組合負担金」、その他に対し「救命救急センター運営費補助金」「高度医療整備補助金」「東海大学八王子病院運営費等補助金」のほか市の外郭団体へ補助金を支出しています。

「常備消防事務委託負担金」は、消防事務を東京都に委託する負担金で、普通交付税の基準財政需要額を元に算出しています。15年度決算では57億1千2百万円で、八王子消防署経費の96%を捻出しています。

「三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金」と「多摩ニュータウン環境組合負担金」は、それぞれごみ等を広域で処理する組合に対し、一定割合を負担するもので、臨時に必要な建設経費に対するものと経常的に必要な管理経費に対するものに分けられます。負担金の算出には、搬入するごみ等の量も勘案されているため、ごみ減量により負担額を軽減することが可能です。

「救命救急センター運営費補助金」と「高度医療整備補助金」は、東京医科大学八王子医療センターに対して本市の中核病院として、生命危機を伴う重症患者への医療と高度先進医療の実施に対して補助しているものです。

また、「東海大学八王子病院運営費等補助金」も、中核病院として、地域全体の医療提供体制の向上を図り、高度専門医療、救急医療体制の充実に資するため、協定に基づき平成14年度から23年度までの債務負担行為を設定し、東海大学八王子病院に対して、救急医療診療体制整備費、開設経費、建設資金等借入金利子の一部を補助しているものです。

なお、建設資金等借入金利子補助については、金利の動向を踏まえ、東海大学と協議中です。補助金制度は、15年度から、市の基本計画の施策体系に位置付けられた具体的課題解決のための補助金、市民から提案される公共サービスを実現するための補助金、その他、に分類し、明確な位置付けのもとで運営しています。今後は、新たな補助金制度の運用や個々の補助金についての評価と見直しが必要です。

市の外郭団体への補助金は、主に人件費に対して補助しています。行財政改革の取組みによる統廃合や市職員の引上げにより、補助金額は年々減少していますが、「指定管理者制度」の導入により、外郭団体の位置付けに大きな変動がもたらされることが予測されることから、外郭団体自身の自立化に向けた更なる改革が求められています。

【めざす方向】

負担割合の適正化や補助の必要性を常に検証し、最も効果的に負担金・補助金を活用します。

【課題】

負担金については、ひとたび負担割合が定められると、その後の社会情勢の変化等に関わらず、検証が行われなまま継続しているものがあります。毎年定期的に見直すような協議の場の設置等が求められています。

補助金については、制度の運営、事業採択、補助効果の評価などのシステム化が必要とされています。

外郭団体について、行政補完的な役割のみから脱した広範な活動と自立化が求められています。

【対策】

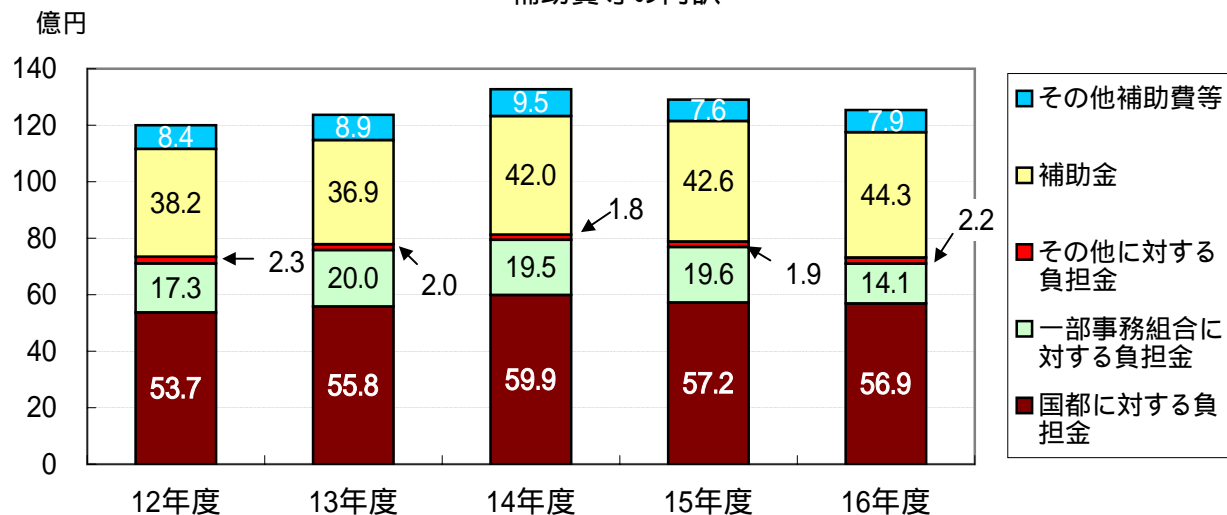
負担金については、各々その経緯や協定などもあるところですが、市と相手方との間の役割分担や時代に相応しいあり方についての見直しを行うなど、常に最適なものとなるよう検証を進めます。

ごみ減量大作戦を推進し、目標である25%の減量を達成することで、広域組合への負担金を抑制します。

(仮称)補助金適正化委員会を設置し、制度の運用や補助効果の評価について第三者から意見を求め、公正かつ効果的な補助システムを確立します。

外郭団体の経営改革を支援するとともに、市の関与は必要に応じたものとしていくため、派遣職員の順次引き上げなどを図り、自立化の促進に努めます。

補助費等の内訳

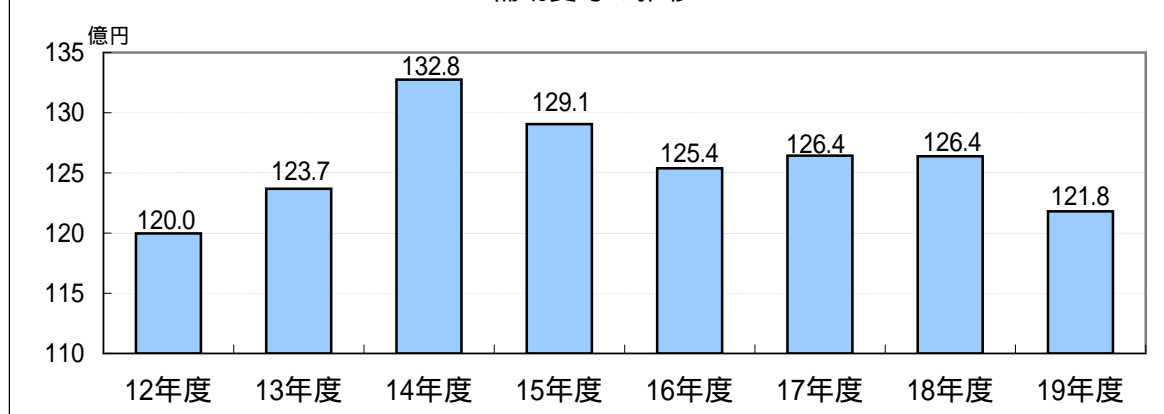


【3か年の見通し】

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
補助費等	12,538	12,644	12,638	12,181	37,463	

補助費等の推移



6. 維持補修費

財産の有効活用

基本計画 第1編第3章第3節「持続可能な財政運営」

【現状と問題点】

維持補修費とは、公共施設の効用を保全する経費です。主に清掃や保守点検の委託料と修繕料がこれに該当します。改修工事費も一部含まれますが、対象物の機能を向上させる工事費は普通建設事業費（7. 投資的経費、20頁参照）に分類されます。

13年2月に策定した財政再建推進プランのなかでは、施設の維持補修について職員による重点的な巡回・点検・診断により、必要性の高いものに絞り込んで対応することで経費の増加を抑制することとしました。同時に所要経費が増加する中で適正な維持管理を行うためには、将来にわたる大規模修繕も盛り込んだ施設の再構築プランが必要であることから、14年3月施設白書を策定し、将来必要になる維持管理・改修経費を明示しました。

例えば、昭和58年に建設した庁舎は、平成15年度に外壁・床・電気・給排水・空調について一定程度の修繕を行うことで機能が維持でき、建物の寿命が延びることがわかっています。しかしながら、厳しい財政状況から改修工事を予算化できずにおりますが、いつまでも先延ばしにせず修繕に着手した方が長い目で見ると費用は安価に済むこととなります。

修繕については、15年度から予算に一定枠を確保し計画的に実施し始め、16年度以降は「八王子ゆめおりプラン実行編(実施計画)」に位置付け取り組んでいます。しかし、施設の存廃や耐震補強工事の対象施設が明確になっていないものがあるため、効果的な修繕計画が立てられていない施設も存在します。

維持補修費を目的別にみると、15年度決算では、道路の維持にかかる経費が38%、清掃関連施設の修繕料と公園の維持管理委託料、小中学校の修繕料で全体の47.8%を占めています。

【めざす方向】

市民一人ひとりに親しまれ愛されるとともに、地域における必要度の高い公共施設としていくため、施設の設置趣旨や目的に応じた的確な管理運営と必要なメンテナンスを計画的に進めます。

【課題】

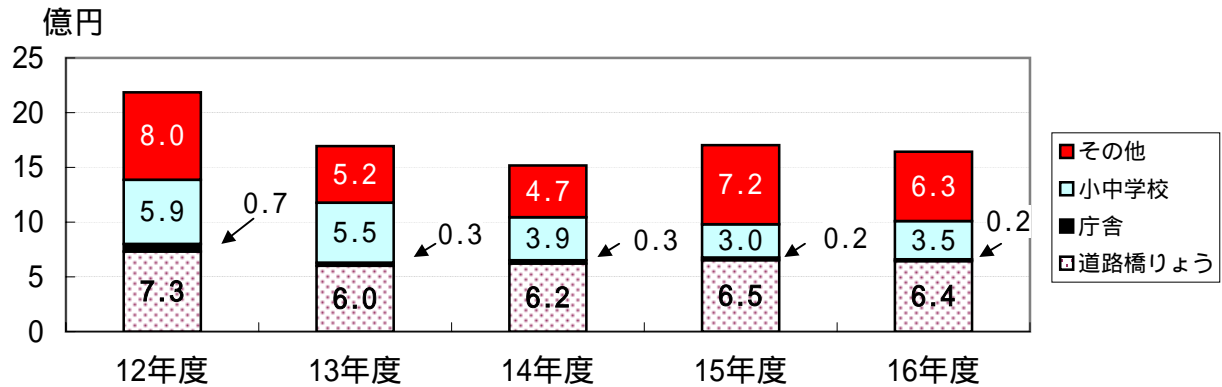
維持補修費は物件費と並んで、節減の対象となりやすい経費です。しかしながら、施設を長期的に活用していくためには、一定周期で修繕などを行った方が有利な場合が多くあります。そこで、施設ごとに、充実していくもの、現状を維持していくもの、民間に委ねていくもの、廃止するものなどを区分し、位置付けを明確にしたうえで、有効な経費投入をしていくことが求められます。

施設を管理していく手法として、アセットマネジメント（施設の劣化や損傷の状態を点検により把握・評価し、将来の状態を予測することで、最適な対策を判断する予防保全的な管理）やファシリティマネジメント（全施設及び環境を経営的視点から総合的に企画・管理・活用する経営管理活動）などがあります。これらの手法の公共施設への適用を研究していく必要があります。

【対策】

施設白書が策定から2年半経過したことから、これまでの取組みの検証と方針決定したものを反映した『(仮称)施設マネジメントプラン』を策定します。
 『(仮称)施設マネジメントプラン』では、施設の存廃を明確化するとともに、存続させる施設については有効に活用するための手法を検討・導入していきます。
 財産台帳と各種施設台帳(道路・公園・下水道・水道・学校など)を連携させ、効率化を図ります。
 また、新たなプランの中では施設ごとのバランスシートやコスト計算書といった企業会計方式の活用を検討します。

維持補修費の内訳

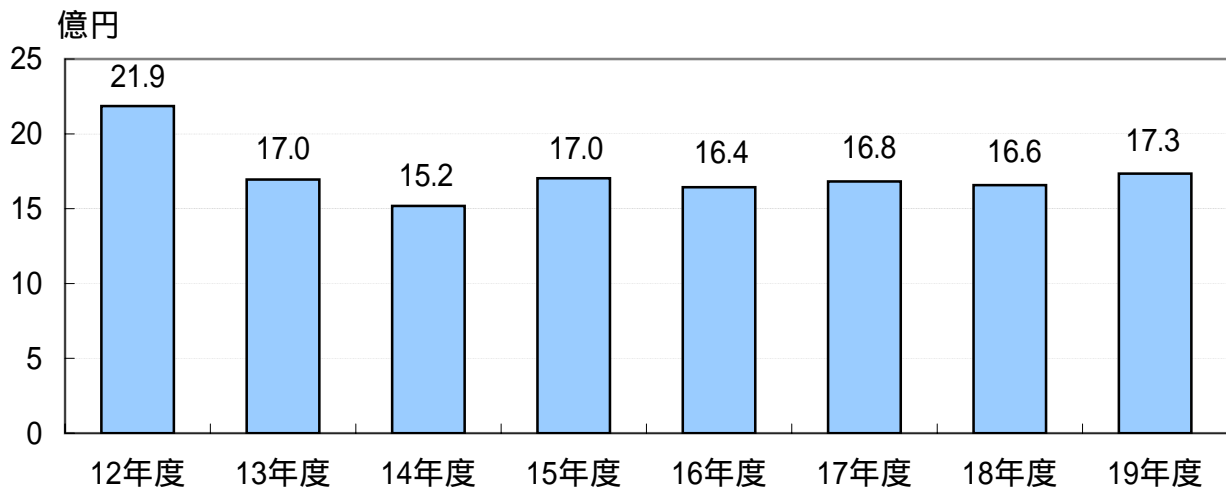


【3か年の見通し】

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
維持補修費	1,644	1,682	1,657	1,735	5,074	

維持補修費の推移



7. 投資的経費

計画行政の推進

基本計画 第1編第3章第1節「計画的都市経営」

【現状と問題点】

道路の新設・改良や学校施設の増改築などの「普通建設事業費」に、災害にあった際の施設復旧に係る「災害対策費」及び失業者への就労対策としての土木事業費などの「失業対策事業費」を加えたものを「投資的経費」と呼んでいます。

昭和40年代以降、都心部への通勤圏として人口が増加した本市においては、学校建設や道路下水道などの都市基盤整備に多くの事業費支出が求められました。近年は人口の伸び率も多少鈍化しましたが、八王子ニュータウンなど人口が急激に増えている地域もあって、まだまだ投資的経費が求められる要素は減少していません。

そういった中であっても、新規事業の選択には厳しい抑制姿勢で当たるなどしてきた結果、平成8・9年度には歳出の30%近くにも及んだ投資的経費の比率は、平成13・14年度には各々11%と13%となっています。

実りある「地域社会」を築いていくためには必要に応じた投資的経費は必要です。しかしながら、投資的経費の対象となる事業は初期投資の金額も大きく、ランニングコストや市債償還などの後年度負担も伴うことから、選択に当たっては、十分な検討と市民の皆様への説明責任を果たしていくことが必要です。

【めざす方向】

必要性・有効性などを踏まえた客観的な「政策的事業選択システム」のもとで、真に必要とされる公共事業の選択と選別をします。

実施決定した事業の実施に当たっては、PFIの導入など効果・効率性と市民協働の視点に留意して、利用者の満足度の高い施設にします。

【課題】

投資的経費は、初期投資額も多額にのぼることが多く、整備された施設は利用期間が長く、受益者も多様な年齢層に及ぶことが多いことから、一般財源の他に市債を起こして充当することが通常の例です。

このため、極端に多額の初期投資は、それだけ市債の発行額も多くなり、将来世代への負担を増やすこととなります。本市では、新規の市債は元金償還額以上に起こさないことを目標に掲げて行政運営にあたっており、市債残高は毎年着実に減少させています。

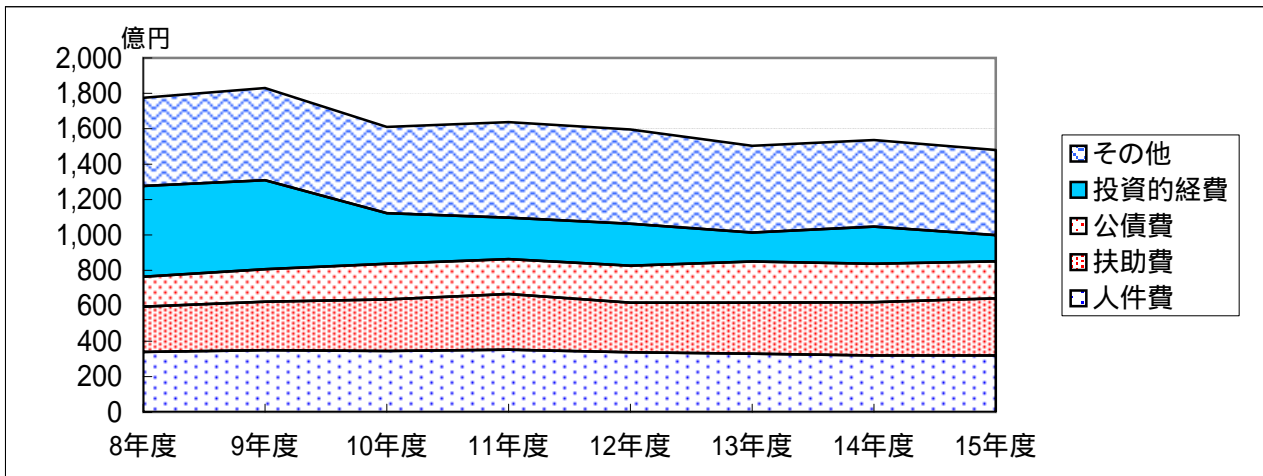
ところで、投資的事業に充てられる地方債の元利償還金の多くは地方交付税での補てん措置が講じられています。すなわち、交付団体の起こした地方債の多くは翌年度以降その返済が交付税で算入されるということになります。

極端な例では、国庫負担金や都負担金と後年度地方交付税により補てんされる地方債を除くと、実質的な自治体負担が全事業費の5%で済んだ事業もあります。全国どこでも安全で快適な生活が送れるよう、一定の社会基盤を整備するナショナルスタンダードを満たしていく意義や、公共事業が地域の産業振興的一面を有することも事実ですが、交付税会計が膨大な借金を抱えることとなった一因も、比較的少ない自己資金で事業が行える制度にあることも事実ですし、不交付団体にとっては交付税制度の疑問点の一つでもあります。

【対策】

新たな事業を選択する際には、ビルドアンドスクラップの視点をもって、時代に相応しくなくなった事業の廃止や縮小を合わせて検討していきます。
 上記も含めて、新たな政策的事業を選択する際には、市民福祉の向上と持続可能な行財政運営の観点から、透明性の高い判断基準（「政策的事業選択システム」）のもとで決定していくとともに、その結果を広く市民に公開していきます。
 事業実施に際しては、PFIなど多様な手法の導入を検討します。

性質別歳出額の推移



区 分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
義務的経費	43.0%	44.1%	52.0%	52.7%	51.8%	56.5%	54.5%	57.5%
人件費	19.1%	19.1%	21.4%	21.5%	21.1%	21.9%	20.8%	21.6%
扶助費	14.4%	15.0%	18.1%	19.2%	17.6%	19.2%	19.6%	21.8%
公債費	9.5%	10.0%	12.5%	12.0%	13.1%	15.4%	14.1%	14.1%
投資的経費	28.9%	27.5%	17.8%	14.3%	14.8%	10.9%	13.6%	10.0%
その他	28.1%	28.4%	30.2%	33.0%	33.4%	32.6%	31.9%	32.5%

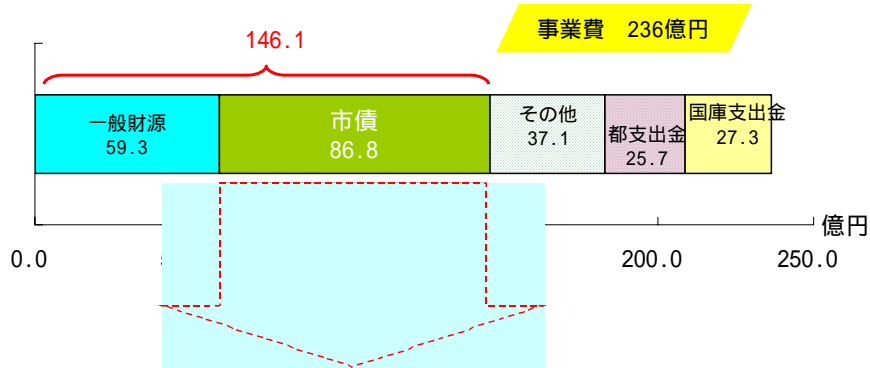
【3か年の見通し】

(単位:百万円)

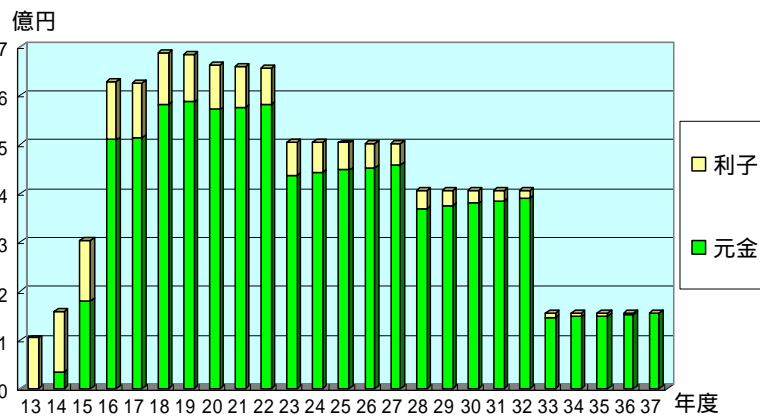
区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備 考
投資的経費	16,605	19,777	18,545	18,642	56,964	
内一般財源額	5,053	5,080	4,575	4,515	14,170	
歳出に占める割合	10.2%	12.8%	11.9%	11.8%	12.2%	

公債費と市債の関係

平成12年度 普通建設事業費の財源内訳

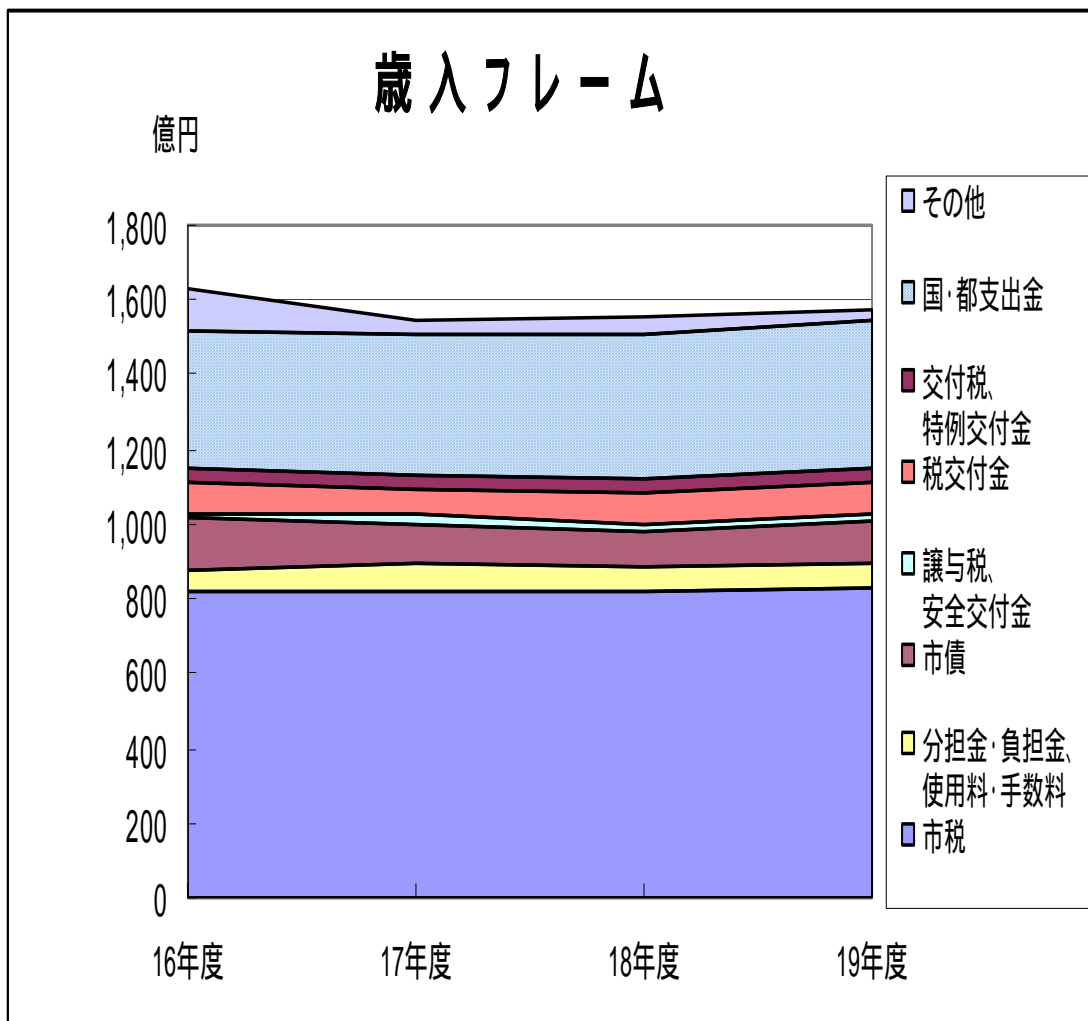


「12年度」に借入れた「86億8千万円」の13年度～37年度償還額



普通建設事業における市債の活用について、平成12年度を例に説明すると、236億円の事業を実施するために86億8千万円の借入れを行いました。もし、この借入れを行わなかった場合、236億円の事業が実施できないか、又は税などの一般財源を146億円分投入することになり、他のサービスに影響を与えるところでした。このように、普通建設事業で建設する施設は使用期間が数十年に及ぶため、公債費償還の形で将来使用する市民にも建設費を負担してもらうことが相応しい面もあります。

歳入（一般会計）



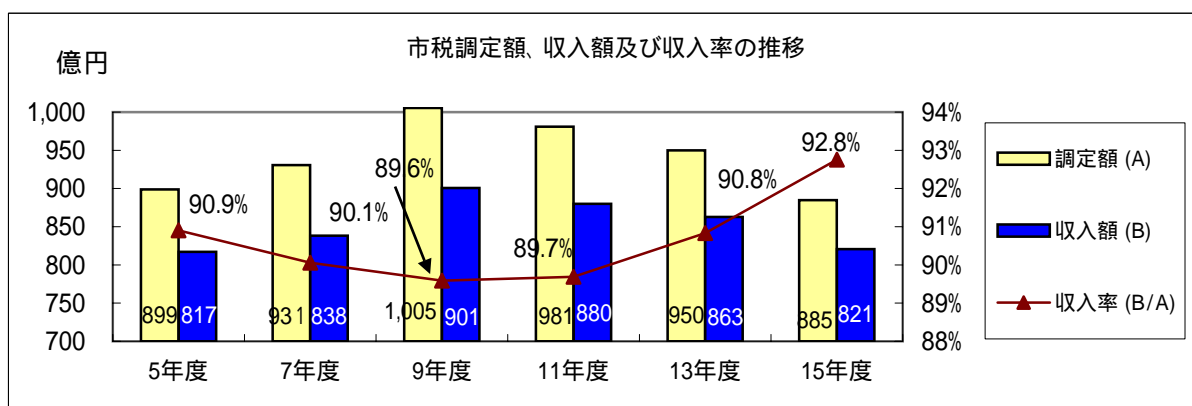
1. 市 税

市税の適正な賦課と徴収

基本計画 第1編第3章第3節「持続可能な財政運営」

【現状と問題点】

市税収入は、平成9年度以降長期的に低落傾向にあります。平成9年度から15年度までの7年間で、市税賦課額（調定額）は1,005億円から885億円へと120億円（12%）減少しています。調定額が大きく減少した原因は、数年来の我が国の景気低迷と国策である恒久的減税が主たるものと分析しています。国税庁の資料によれば、所得税算定の基礎となる給与所得は、平成14年では、前年比4.3%の減少となっています。この間、滞納解消対策本部などを設置し収入確保に当たるなどして、収入額の確保に努めました。その結果、収入率は89.6%から92.8%へと3.2ポイント向上しましたが、調定減により収入額総体では901億円から821億円へと80億円（8.9%）の減少となっています。一方で、政府見解では平成14年1月を「底」として景気は回復基調にあるとしており、16年度の実質経済成長率も16年7月の経済財政諮問会議において1.8%から3.5%へと上方修正されたところです。所得税と住民税とでは現年課税と前年課税の相違があり、また、産業構成などに伴う地域間での差異はありますが、外部要因は多少とも好転の兆しが現れていると想定するところです。



【めざす方向】

時代に即した市民サービスを安定的かつ継続的に供給可能とするため、また市民負担の公平性・公正性の確立のためにも、市税の適正な賦課と収入の確保に努めます。

【課題】

市の人口は、平成9～15年の間に約3万人増加していますので、市民一人あたりの平均市税納付額は18万3千円から15万4千円へと2万9千円（18%）の減少となっています。このことは、市民の方々の負担の減少を表すものではありませんが、同時に、市が独自の判断で市民の皆様のため実施するサービスが限定されざるを得ないことも意味するものです。市でも、産業振興施策の充実等に努めているところですが、今後とも、税収増に結びつくような地域の活性化が求められます。本市の個別の傾向としては、八王子駅前等の一部を除き地価の下落傾向が止まらないことから短期的には固定資産税及び都市計画税の賦課額に関して厳しい状況が予測されます。市では、これまで市税の収納対策に力を注いできたところですが、今後はこれに加え調定額の増加に結びつく、一層の対応が求められます。

【対策】

抜本的な対策としては、地域振興による経済活性化があげられますが、ここでは直接的な市税の収入確保対策を示します。

税の収入に関して「ゆめおりプラン」では、平成17年度の市税収入率93.2%、19年度93.6%を目標値と定めています。

市では、これまでも滞納解消対策本部の設置や全管理職を中心とした納税促進訪問活動の実施により、滞納者一人ひとりの実情を把握するとともに、早期の納税督促に努めてきたところであります。今後も、より全庁的な納税促進体制のもと現年度分課税の収入率向上を図るとともに、税務指導監のノウハウや滞納整理補助員を活用した滞納繰越分の縮減に努めます。

租税の公平性・公正性を確保していくためには、課税客体の適正な把握により税を納めるべき人へ適正に賦課することも重要です。

このため、課税時期と収納時期の時間差に応じた機動的な人員配置を行うことなどにより、いわゆる「納税対象者の掘り起こし」に努めます。

目標値

市税収入率(総合) (単位:%)

15年度末	17年度	18年度	19年度
92.80	前年度の多摩26市平均を超える		

市税収入率(現年度分) (単位:%)

15年度末	17年度	18年度	19年度
98.10	98.20	98.25	98.30

新たな課税客体の把握

現在	17年度	18年度	19年度
	各3千万円分		

【3か年の見通し】

対策実施前の自然推移予測(16年度は当初予算計上額) (単位:万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
市税	調定額	8,785,316	8,735,200	8,649,395	8,702,670	26,087,265
	収入率(a)	93.2%	94.2%	94.5%	94.9%	94.6%
	収入額(b)	8,190,697	8,227,178	8,177,376	8,262,618	24,667,172
現年分	調定額(c)	8,217,765	8,281,211	8,240,984	8,335,195	24,857,390
	収入率	98.08%	98.09%	98.09%	98.09%	98.09%
	収入額	8,060,332	8,122,854	8,083,523	8,175,950	24,382,327

対策実施後の額(計画計上額)(16年度は決算見込額) (単位:万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
市税	調定額	8,631,329	8,738,570	8,652,602	8,705,980	26,097,152
	収入率(A)	93.6%	94.3%	94.7%	95.2%	94.7%
	収入額(B)	8,074,772	8,237,666	8,194,623	8,287,157	24,719,446
現年分	調定額(C)	8,114,221	8,284,581	8,244,167	8,338,462	24,867,210
	収入率	98.05%	98.17%	98.26%	98.35%	98.26%
	収入額	7,956,074	8,133,342	8,100,765	8,200,479	24,434,586

対策(経営)効果 (単位:万円)

区分	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
賦課効果(C - c)	3,370	3,183	3,267	9,820	現年収入率の向上に伴い繰越額が減少するため、調定総額と比較しても必ずしも賦課努力を反映しない場合もあります。そこで、賦課効果は現年課税額比較で見ます。
収入率上昇(A - a)	0.084%	0.164%	0.246%	0.164%	
収入効果(B - b)	10,488	17,247	24,539	52,274	

2. 分担金及び負担金、使用料及び手数料

受益者負担の適正化

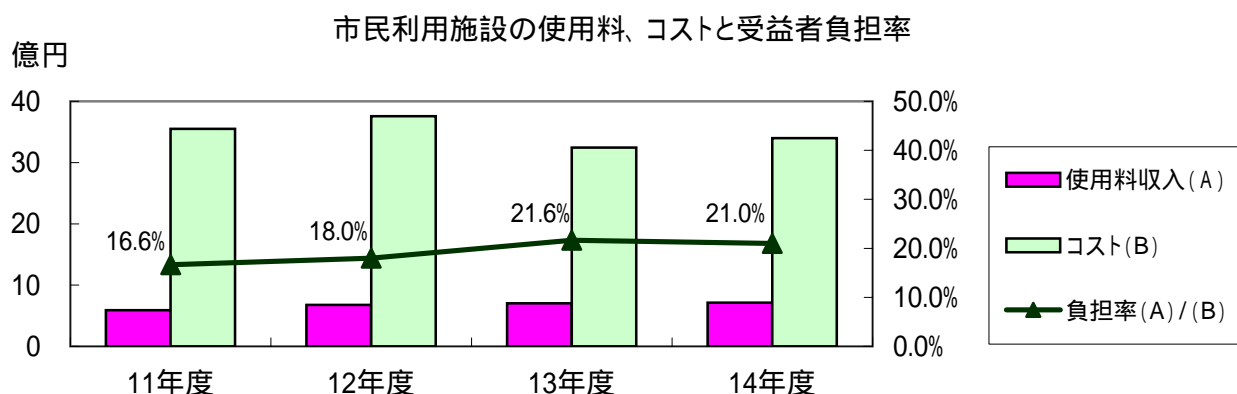
基本計画 第1編第3章第3節「持続可能な財政運営」

【現状と問題点】

本市予算書の第14款「分担金及び負担金」並びに第15款「使用料及び手数料」は、いずれも「受益者負担」的要素を持った歳入科目です。

分担金及び負担金は、自治体が行う事業に関して、その事業の実施により一定の利益を受ける個人ないしは団体から、その受益の程度に応じて徴収するもので、直接的な役務提供を条件とはしません。使用料は公の施設の利用等の対価としてその利用者に求める実費負担的なものです。また、手数料は特定の者に対して行う行政サービス（役務）に要する費用に充てるため徴収するものです。

ここ数年間の使用料収入は緩やかな増加傾向となっております。これは、使用区分や貸出単位時間の見直しにより、利用者が利用しやすい施設提供に努めたことによる利用率の向上を主因としたものです。



【めざす方向】

全市民の公平性の視点から、施設やサービスの性質や目的に応じた、適切な利用者負担のもとで、利用者や受益者にとって付加価値の高いサービス提供をめざします。

【課題】

平成16年度予算において、本市では分担金の計上はありません。負担金は予算額の大きい順に、保育運営費（16億6千9百万円）、老人保護措置（4千3百万円）、南多摩霊園（6百万円）の順になっています（特別会計は除く）。

使用料は、同様に道路占用（3億6千6百万円）、市営住宅（3億3千5百万円）、学童保育所（1億4千9百万円）、市民会館・文化会館・学園都市センター（2億2千9百万円）、屋外運動施設（7千9百万円）です。

手数料は、ごみ等処理（12億円）、指定収集袋（9億7千3百万円）、戸籍及び住民票等証明（2億7百万円）となっています。

特に施設使用料では上のグラフでも明らかなように、コストと比較した際に収入の占める割合はかなり低くなっています。その差額は最終的には市民の方々が収められる税によって賄われることとなります。

市がコストダウンに努めることは当然、第一に必要なことですが、サービスの内容や提供内容の特殊性（民間でも代替可能か否か）を勘案のもと、受益に応じた負担を求めることが、全市民的視点から見た場合、公平性が高いと言えます。

【対策】

運動施設や文化施設など「より快適な生活を送る」ための要素が高い公の施設については、指定管理者制度の導入によりコストダウンと収益力の向上を図るとともに、民間でのサービス提供の代替性の度合いに応じて、民営化についても検討を進めます。

公の施設におけるサービス提供については、利用者の声を踏まえた中で利用区分や利用時間について引き続き検証を進め、利便性の向上と稼働率の向上に努めます。

使用料は手数料以上に「利用の対価」の性格が大きいことから、市として上記に掲げた利用率の向上やコストの削減策に努めるほか、日常生活での必要性に応じた負担割合のルール化を図ることで、利用の有無による市民間の公平性の確保を検討します。

負担金や手数料についても、コストの削減に引き続き努めていくとともに、使用料に準じた考え方のもとで、受益と負担の適正化に努めます。

目標値

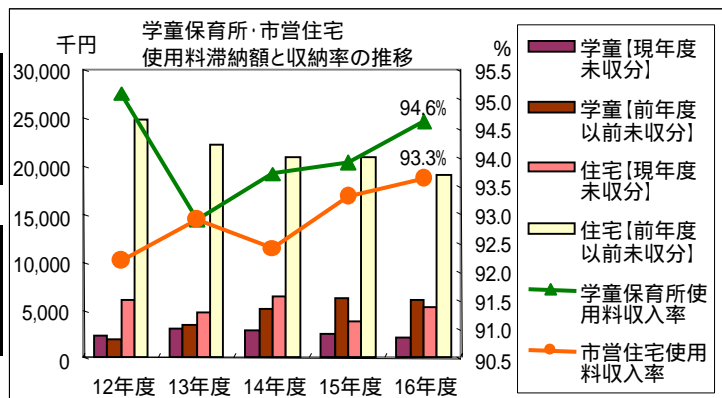
利用率や利用区分の見直しによる増収効果 (単位:万円)

17年度	18年度	19年度
660	1,300	1,950

収入努力による効果 (単位:万円)

17年度	18年度	19年度
440	1,000	1,600

学童保育所と市営住宅の使用料の現年度分収入率は、19年度末までに100%を目指します。



【3か年の見通し】

対策実施前の自然推移予測 (単位:万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
負担金	171,884	171,884	171,884	171,884	515,652	
使用料及び手数料	441,916	518,083	520,561	520,974	1,559,618	
使用料	175,969	176,435	178,913	179,326	534,674	
手数料	265,947	341,648	341,648	341,648	1,024,944	
合計	613,800	689,967	692,445	692,858	2,075,270	

対策実施後の額(計画計上額) (単位:万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
負担金	171,884	171,884	171,884	171,884	515,652	
使用料及び手数料	441,916	519,183	522,861	524,524	1,566,568	
使用料	175,969	177,535	181,213	182,876	541,624	
手数料	265,947	341,648	341,648	341,648	1,024,944	
合計	613,800	691,067	694,745	696,408	2,082,220	

対策(経営)効果 (単位:万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
負担金	-	0	0	0	0	
使用料及び手数料	-	1,100	2,300	3,550	6,950	
使用料	-	1,100	2,300	3,550	6,950	
手数料	-	0	0	0	0	
合計	-	1,100	2,300	3,550	6,950	

3. 市 債

計画と連動した予算編成と財政基盤の確立

基本計画 第1編第3章第3節「持続可能な財政運営」

【現状と問題点】

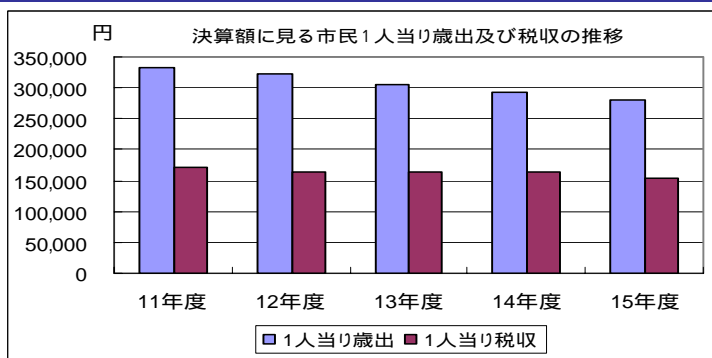
単年度会計を原則とする公会計においては、年度内の事業に係る経費はその年度内の収入をもって賄うことが原則です。しかし、道路や学校の建設は初期投資に多大な負担が生じますが、施設は長期間利用するため、その受益は多世代にわたるといった特徴を持っています。そこで、単年度の過大な負担を軽減し、現在の納税者と将来の納税者の負担の公平を図るため、地方財政法では第5条において限定的に地方債の発行(借金)を認めています。ここで規定されるものを一般的に「建設事業債」と呼んでいます。これに対して、用途を限定しない特例の減税補てん債、臨時財政対策債などを総称して「赤字地方債」と呼んでいます。本市は昭和40年代以降人口が高い率で増加し続け、複数の学校建設などが必要でした。このため投資的経費の占める割合も高く、市債の発行額も高額で推移しました。その結果、平成12年度には市債現在高は全会計で3,184億円、市民一人当たりで61万2千円にも及びました。その後、市債の借入額や投資的経費に目標を設定し、事業を厳選して行政運営に臨んだ結果、平成15年度には、市債現在高を全会計で2,942億円、市民一人当たり55万6千円にまで縮減しています。本市では、市民生活確保のために、赤字地方債のうち恒久的減税に伴う地方税の減収額の一部を補てんする減税補てん債は借入れています。しかし、交付税削減の補てんである臨時財政対策債については、本市が今後も交付団体に転じる見込みは極めて少ないこと、また交付税に依存した財政運営を行わないことから、交付団体当時から含めて利用していません。多摩26市で臨時財政対策債の借入れをしていない団体は、本市と武蔵野市の2市のみです。

【めざす方向】

新たな施設建設にあたっては、行政評価の結果を反映するなど、その必要性や代替性を十分検討するとともに、既存施設の有効活用などを図り、成熟社会に相応しい事業投資に努め、計画的な市債活用を進めます。

【課題】

本市の財政規模は、ここ数年減少傾向にあり、特に市民1人当たりで顕著です。こうした中、必要以上に市債に依存した財政運営は、将来に対して義務的な負担を残すことで、柔軟性を失う恐れがあるので、先を見据えた目標設定のもと、市債と公債費のコントロールが欠かせません。また、今後、市債が許可制から協議制に移行することを踏まえ、建設事業債はもちろん、赤字地方債についても本市独自の借入れ基準を設定することも検討していかなければなりません。



区 分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
決算額(百万円)	170,911	167,599	159,595	154,290	149,210
市税収入額(百万円)	87,989	85,824	86,276	85,579	82,070
1月1日人口(人)	514,741	519,965	523,404	526,068	529,823
1人当たり歳出(円)	332,033	322,327	304,917	293,289	281,622
1人当たり税収(円)	170,938	165,057	164,836	162,677	154,901

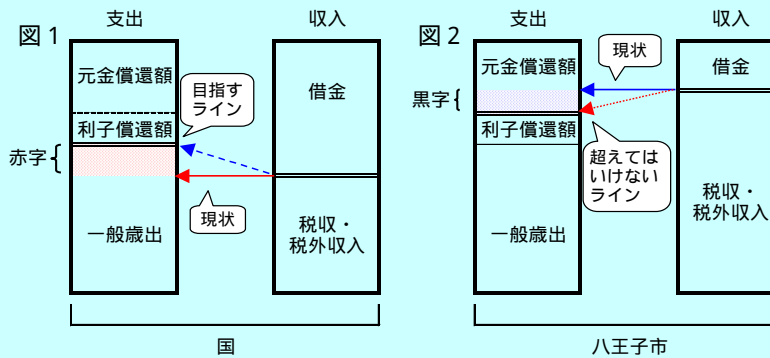
【対策】

引き続き、市債の新たな借入は、当該年度の公債費の元金分を上限とし、毎年度のプライマリーバランスの黒字化を継続するとともに、市債残高の縮減を図ります（具体的な市債現在高の目標を19年度末時点で2,700億円台に置いて取り組みます）。事業の選択においては行政評価の結果を反映し、新たな時代の要請に応えたビルドアンドスクラップの徹底を図ります。新規事業の採択に当たっては、新たに「政策選択・決定システム」の構築を図り、市民に開かれた中での政策決定を制度化します。

「プライマリーバランス」

国では『借金を除いた歳入（税収・税外収入）』と『過去の借金の償還費（元金・利子）を除いた歳出』の差を表します（図1）。いわゆる「プライマリーバランスが赤字の状態」とは、新たな借金だけで過去の借金の返済を行っていることを表します。

本市では、国よりも更に厳しく、償還費のうち元金だけを除く設定をしています。（図2）



目標値

毎年度のプライマリーバランスの黒字化

(単位:百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	3か年計
目標	新たな起債額は元金償還額以内			下記以内
元金償還額(全会計)	20,741	21,120	19,726	61,587
元金償還額(一般会計)	14,163	14,561	13,751	42,475

市債現在高(全会計)

15年度末	17年度	18年度	19年度
2,942億円	19年度までに2,700億円台とする		

市債依存率

15年度決算	17年度	18年度	19年度
一般会計 5.07%	平成15～24年度平均で6%以内		
全会計 4.41%			

【3か年の見通し】

(単位:百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
市債借入計画額(a)	10,962	8,918	11,094	30,974	
計画総額(b)	154,641	155,516	157,602	467,759	
市債依存率(c=a/b)	7.09%	5.73%	7.04%	6.62%	15～19平均5.73%
元金償還額	14,163	14,561	13,751	42,475	
年度末市債現在高	151,548	145,905	143,248	-	
同上(全会計ベース)	279,747	275,743	275,204	-	

16年度の減税補てん債借換分を除く5か年平均

4. 地方譲与税、交通安全対策特別交付金

計画と連動した予算編成と財政基盤の確立

基本計画 第1編第3章第3節「持続可能な財政運営」

【現状と課題】

歳入科目中の「地方譲与税」は、本来自治体に属すべき税源を国税として徴収し、国が自治体に配分（譲与）するものです。本市の平成16年度予算では2款に位置付けられ、1項に自動車重量譲与税、2項に地方道路譲与税を計上しているほか、6月補正予算において3項に所得譲与税を新たに設けました。

自動車重量譲与税及び地方道路譲与税は、主に道路に関する費用に充てられています。譲与にあたっては、地域別・自治体別の徴収額とは関係なく別途の交付基準によって按分されています。これは課税対象者（税源）が偏在しており、地方税のような方式を取ると、地域別の不均衡が生じることからです。しかし、例えば自動車重量譲与税の場合、賦課は自動車の台数を基準になされるのに対して、配分は道路延長などを基準としていますが、登録車両の多い地域は交通量もそれに見合っただけで多いことが通常です。したがって、道路の補修等に費やす費用も多くなることが予想されますが、按分はそれに応じた形とはなっていないなど地域住民の負担と譲与額が必ずしも対応していません。

所得譲与税は、三位一体改革に関連して、個人の所得課税に係る国から地方自治体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として、所得税の収入額のうちの一部を都道府県と市町村とで折半して、各々直近の国勢調査人口で按分して配分するものです。平成16年度においては、国から自治体への補助金削減が1兆300億円、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた削減額が2兆9千億円に及んだのに対して、所得譲与税の交付は4,249億円に止まりました。

「交通安全対策特別交付金」は、増加する交通事故に対処するため、地方自治体が必要とする道路交通安全施設の設置及び管理に充てるため創設された財政制度で、交通反則金をその原資としています。

【3か年の見通し】

(単位:万円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備 考
地方譲与税	206,676	207,846	209,027	210,220	627,093	
自動車重量譲与税	85,963	86,823	87,691	88,568	263,082	税源移譲を見込まないため、所得譲与税は19年度まで計上しました。
地方道路譲与税	30,989	31,299	31,612	31,928	94,839	
所得譲与税	89,724	89,724	89,724	89,724	269,172	
交通安全対策特別交付金	12,204	11,800	11,800	11,800	35,400	
合 計	218,880	219,646	220,827	222,020	662,493	

所得譲与税は、16年度6月補正後予算現額

5. 税交付金

利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、

計画と連動した予算編成と財政基盤の確立

基本計画 第1編第3章第3節「持続可能な財政運営」

【現状と課題】

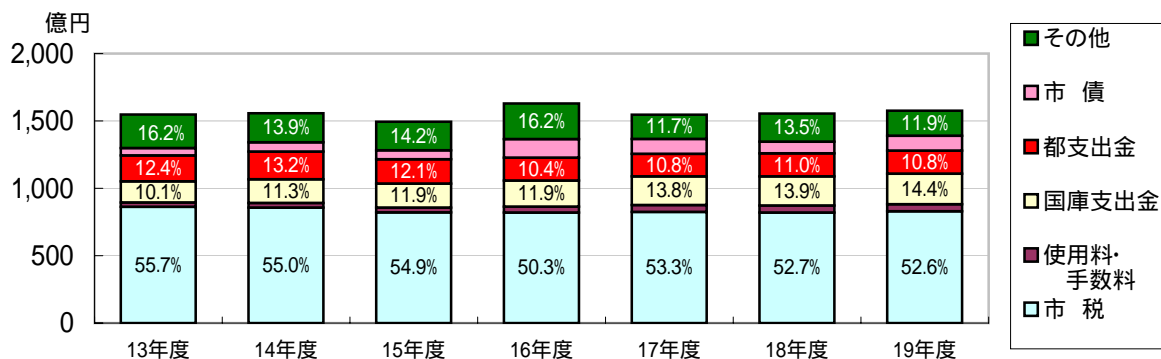
本市の平成16年度歳入科目中の、3款「利子割交付金」から9款「自動車取得税交付金」の7つを総称して「税交付金」と呼んでいます。

「地方譲与税」が、本来自治体に属すべき税源を国税として徴収して、改めて自治体に配分（譲与）するのに対して、税交付金は都道府県が賦課徴収した税の一部を市町村に交付するものです（地方消費税の申告納付分は消費税と合わせて国で一括取扱）。

税交付金のうち、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金は平成16年度に創設されたものです。

「税交付金」についても、地方譲与税と同様の徴収、配分（交付）の方式が採られており、負担（場所）と受益（場所）の整合が必ずしも図られていないという課題を有しています。都道府県税として賦課、徴収がなされている以上正当という見方もでき、また止むを得ない一面もありますが、実質的な「共同税」の性格を有するものであることから、一定の整理・検討も必要と考えます。また、住民税は市町村が一括して徴収していますが、内訳は「都道府県税」と「市町村税」に明確に区分されています。税交付金も「地方分権」の観点からは、現行の、都道府県税として徴収し、交付金として配分する形態の見直しも必要と考えます。

主要な歳入構成の推移



【3か年の見通し】

(単位:万円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備 考
利子割交付金	64,066	58,941	54,226	52,057	165,224	
配当割交付金	21,216	21,216	21,216	21,216	63,648	
株式等譲渡 所得割交付金	13,223	13,223	13,223	13,223	39,669	
地方消費税交付金	600,308	564,160	569,800	575,500	1,709,460	
ゴルフ場利用税交付金	13,510	13,510	13,510	13,510	40,530	
特別地方消費税交付金	1					11年度で制度自体は終了
自動車取得税交付金	133,257	141,499	142,914	144,343	428,756	
合 計	845,581	812,549	814,889	819,849	2,447,287	

6. 地方交付税、地方特例交付金

計画と連動した予算編成と財政基盤の確立

基本計画 第1編第3章第3節「持続可能な財政運営」

【現状と課題】

「地方交付税」は、日本全国全ての自治体において、一定水準の行政サービスを住民に対して提供できるようにするための国による地方財政制度で、国税の一定割合が交付される交付金です。

地方交付税のうちの普通交付税については、個別の自治体の財政状況に応じて交付されるものですが、平成16年度の状況を見ると、全国3,200弱の自治体のうちで、不交付団体はわずかに134団体で、全体の5%にも満たない数となっています。

本市は昭和59年度以降平成10年度までと、平成15年度以降は不交付団体であり、今後も交付団体となることは、おそらくないと想定されます。

地方交付税には、総額において3,200自治体の財源を担保する「財源保障機能」と、個々の自治体の財政状況に応じてその歳入不足を補てんする「財政調整機能」があります。

現在、主に財務省などが中心となって問題視しているのはこのうちの「財源保障機能」についてです。平成16年度末における日本全体の長期債務残高は700兆円を超え、これは税収の10年分にも及ばんとする額です。また、自治体分だけでも200兆円を超え、そのうち国が地方に交付税を交付するために借入れた分は56兆円となっています。このことは、直接本市の財政運営には関係がないようにも思われますが、市民の皆さんが国民として納付した国税の使途の問題です。

普通交付税には、上記とは別にも幾つかの課題があります。その一つは自治体の経営努力を阻害するというものです。自治体が経営努力により財政状況を好転させた場合、通常は交付税の額は減少します。また、地方債の元利償還金が交付税の算定に加えられるため、結果的に比較的少ない自己財源で事業が起こせることなどから、交付団体による施設建設が進んだことなども、地方交付税本来の役割から疑問のあるところです。

必要とされる一定水準の行政サービスの提供に相応しい総額のあり方と並んで、国による政策誘導的な要素も存在するなど、交付税の抱える問題は少なくありません。

「地方特例交付金」は、平成11年度の税制改正において恒久的な減税が実施されたことに伴い、将来の抜本的な税制改正までの間、地方税の減収補てんのために創設された制度です。普通交付税の交付・不交付に関わらず、算定された減税による減収見込み額をもとに配分されます。ただし、地方特例交付金などで補てんされる額は減収分の4分の3であり、残りの4分の1は個々の自治体の判断で減税補てん債を起こして補うこととなっています。

【3か年の見通し】

(単位:万円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備 考
地方交付税	40,000	30,000	30,000	30,000	90,000	
普通地方交付税	0	0	0	0	0	
特別地方交付税	40,000	30,000	30,000	30,000	90,000	
地方特例交付金	330,000	317,180	323,810	330,000	970,990	
合 計	370,000	347,180	353,810	360,000	1,060,990	

7. 国庫支出金、都支出金

計画と連動した予算編成と財政基盤の確立

基本計画 第1編第3章第3節「持続可能な行財政運営」

【現状と課題】

国庫支出金は、行政上の目的を果たすために特定の事業に対して国から交付される交付金です。都支出金は同様に東京都から交付されるものです。

一口に「国庫(都)支出金」と称されますが、その中身は「国庫(都)負担金」「国庫(都)補助金」「国庫(都)委託金」の三つに分けられ、歳入区分上も「項」で区分されているとともに、その性格には違いがあります。

「補助金」は、市が実施する特定の事業に対して、その実施目的に賛同し奨励するため、国ないしは東京都が支出するものです。国及び東京都には支出の義務はなく、財政援助的な要素を有しています。

「負担金」は、市が法令に基づき実施する事業に対して、国(都)と本市が互いに一定の責任を有している場合に国(都)から交付されるものです。地方財政法上で該当する事業が列記されており生活保護の費用などがこれにあたります。文字どおり、国(都)の応分の負担分の交付です。

「委託金」は、本来的には国(都)が行うべき事務を、効率性などの視点で市が行っている事務に対し交付されるもので、原則的に所要経費の全額が交付されます。衆議院議員選挙などの国政選挙に係る経費や国勢調査の事業費などが対象となります。

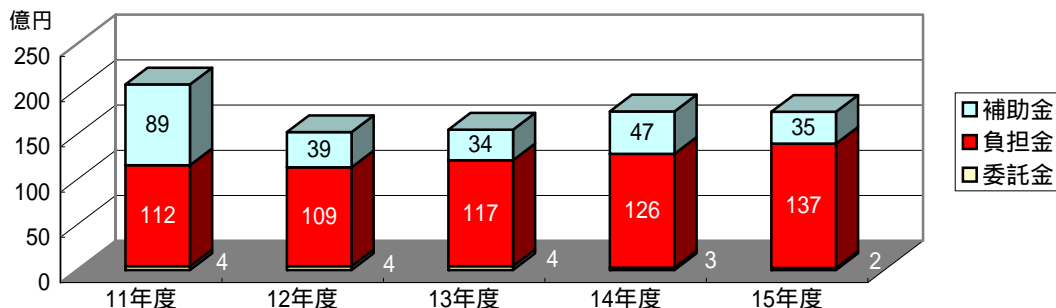
「三位一体改革」の中で「補助金の見直し」があげられ議論されているところですが、ここで言う「補助金」は正確には「国庫補助負担金」を指しています。上記のとおり「負担金」「委託金」と「補助金」には、その性格に大きな違いがあります。

自治体の独自施策に対する任意奨励的な補助については、その個別査定・交付を廃止して一般財源化していくことは、地方の裁量権の増大につながりますが、義務的な要素の濃い「負担金」を対象とすることは、必ずしも地方の自主性の増大にはつながりません。

任意奨励的な補助金は、交付する側の政策誘導に利用される場合がしばしばあるという点も問題の一つです。また、交付・不交付が国(都)の側に委ねられているため、国(都)の財政状況や政策判断によって容易に廃止・減額される場合も見られるところです。

「負担金」や「委託金」については、超過負担もしばしば問題とされるところです。市の事業執行が非効率等で足が出るのなら努力により改善もできますが、対象事業の処理時間の算定や積算単価の段階において、実情と異なる低い査定がなされたり、組織の規模を勘案しない例などもしばしば見られるところです。

国庫支出金の推移



【3か年の見通し】

(単位:万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
国庫支出金	1,939,702	2,126,359	2,160,975	2,274,505	6,561,839	
都支出金	1,700,428	1,706,865	1,726,449	1,718,962	5,152,276	
合計	3,640,130	3,833,224	3,887,424	3,993,467	11,714,115	



恒久的減税の影響 (32頁、地方特例交付金参照)

(単位:万円)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	5か年計
A 市民税所得割減収見込額	370,306	423,036	426,587	426,222	402,536	2,048,687
B 市民税法人税割減収見込額	7,060	55,221	67,344	58,929	64,009	252,563
C 減収見込計 (C=A+B)	377,366	478,257	493,931	485,151	466,545	2,301,250
D 市たばこ税増収見込額	21,131	26,423	26,446	25,861	25,535	125,396
E 地方特例交付金交付額	261,269	336,117	336,937	335,368	331,503	1,601,194
F 財源補てん額 (F=D+E)	282,400	362,540	363,383	361,229	357,038	1,726,590
G 実質減収額 (G=C - F)	94,966	115,717	130,548	123,922	109,507	574,660

平成15年度には、国庫補助負担金の見直しに伴い「第二種交付金」が制度化されましたが、ここでは含んでいません。

恒久的減税の影響により、本市では過去5か年で230億円の市税が減少しました。これに対する、たばこ税の増配や地方特例交付金での補てんは170億円余に止まりました。結果として毎年平均で12億円近い額の歳入が減少したことになります。市では市民生活確保のために、「減税補てん債」を借入れて減収を補っています。

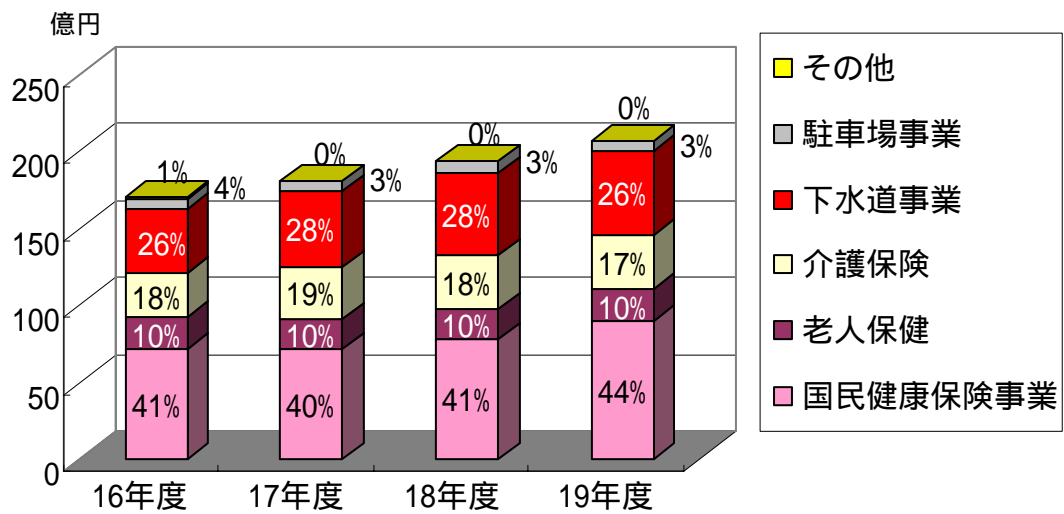
(単位:万円)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	5か年計
H 減税補てん債発行額	98,490	119,560	123,480	121,280	173,060	635,870



特別会計

一般会計からの繰出金の推移(取組実施後)



1. 国民健康保険事業特別会計

国民健康保険

基本計画 第2編第2章第4節「社会保障」

【現状と問題点】

国民健康保険の平均加入者数は、この3年間で161,950人（平成12年度）から185,639人（平成15年度）となり、23,689人、約15%増加しています。その主な要因としては、定年退職者の増加や経済情勢の低迷による離職者・契約社員などの増加があげられます。

国民健康保険事業は相互扶助制度であり、主に加入者の保険税、国・都・市の負担金で運営されています。

しかし、医療費の増加等により財源が不足した場合に、それに見合った保険税の改定を行うと被保険者である加入者の負担が過重となることに配慮して、一般会計から法に規定された以外の額を繰入金として支出しています（「財源補てん」分繰出）。このため、加入者以外の全市民によって支えられているともいえます。公平性の観点からは、こうした法定分以外の繰入額は、なるべく抑えていくことが望ましいものです。

近年、保険税の収納にこれまで以上に力を入れているものの、26市の平均収入率には届いておらず、また、保険税の税率を4年間据え置いていることから、給付に見合う保険税の確保がますます困難となっています。

被保険者1人あたりの歳入構成(右頁の図参照)を他市と比較すると、保険税の構成割合が30%に満たず、繰入金の占める割合（18%）も類似団体である相模原市13%、市川市11%と比べると高いことがわかります。特に、2団体の繰入金に占める財源補てん分の割合がそれぞれ、64%・48%であるのに対して、八王子市は76%と高くなっています。15年度の繰入額約66億円のうち財源補てん分として繰り入れられた額は約50億円となっています。

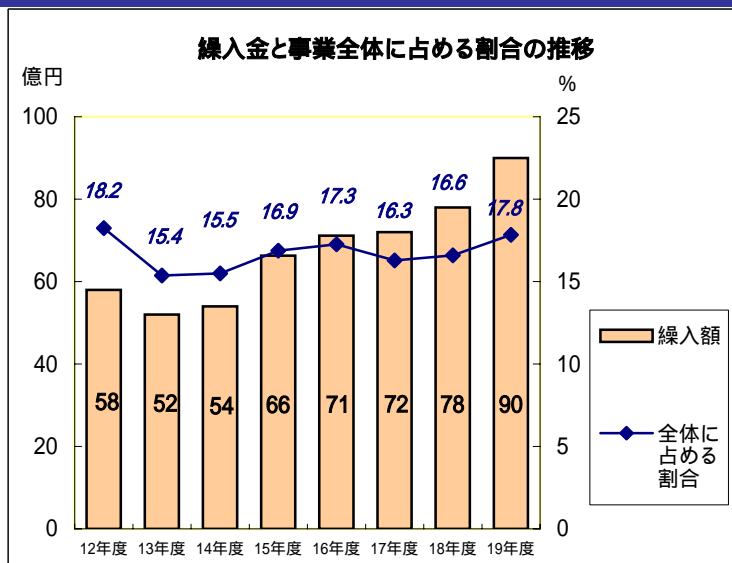
【めざす方向】

いざというときに安心して医療給付を受けることのできる、公正な国民皆保険制度の維持と、加入者・非加入者間での公平性を視野に入れて本市国民健康保険事業を運営します。

【課題】

高齢化の進展に伴う医療費の増加などにより、一般会計からの繰入金は今後も増加していくことが見込まれます。総事業費に占める割合もこのまま推移すると早晩20%に達することも想定されます。相互扶助制度である国民健康保険における負担のあり方の検証が必要です。

法定分以外の繰入金額を抑え、健全化を図るために、今後も収納対策に力を入れる必要があるほか、抜本的な「健康づくり」施策を推進するとともに、保険税の適正基準の検証も必要です。



【対策】

国民健康保険制度を説明する機会の拡大

国民健康保険は、我が国が世界に誇る「国民皆保険」を支える重要な制度ですが、制度的に困難な状況にあることを広く市民の方々に訴え、加入者及び非加入者の双方に市の施策推進への協力を促します。

医療費抑制に向けた取組

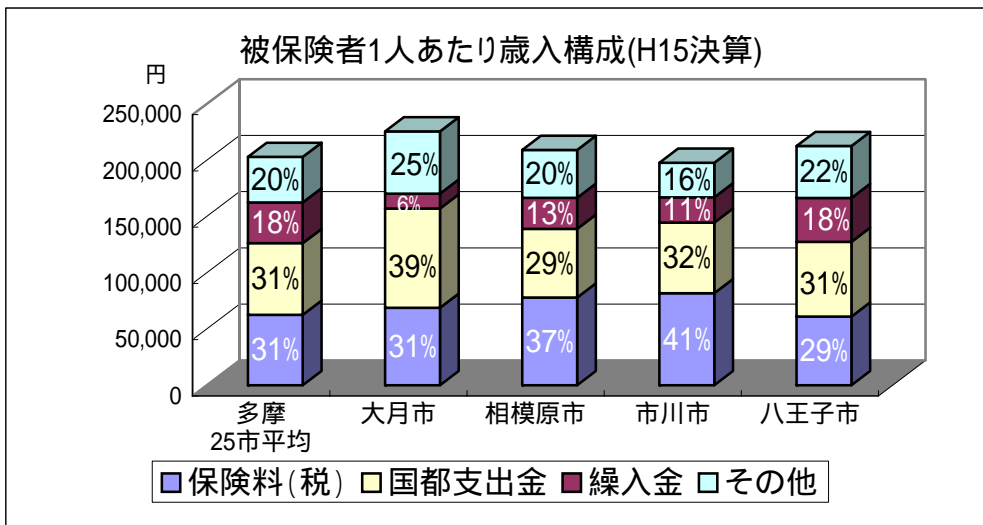
地域医療推進部門等と連携して「健康づくり」施策を推進し、市民の健康増進と合わせて医療費の抑制を図ります。

保険税確保に向けた取組

電話による納税督促、臨戸訪問等を積極的に実施し、収入率向上に努めるとともに、保険税の適正基準を検証し、受益者負担の適正化を図ります。

担税力のある未納者に対する対策

保険税を納める能力がありながら滞納を重ねる加入者に対しては、滞納処分を強化するとともに正規の保険証に替えて、法で定められた短期保険証や資格者証を発行し、接触機会の拡大と納税者との公平性を図ります。



**目標値
収納額**

対策実施前の自然推移予測(15年度ベースでの推移)

(単位:百万円)

区分	15年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
現年度分収入率	87.6%	87.6%	87.6%	87.6%	-	
現年度収入額 (a)	10,837	11,348	11,587	11,825	34,760	
滞納繰越分収入率	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	-	
滞納分収入額 (b)	653	765	743	703	2,211	

対策実施後の額(努力目標)

(単位:百万円)

区分	15年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
現年度分収入率	-	88.7%	88.8%	88.9%	-	
現年度収入額 (c)	-	11,492	11,745	11,997	35,234	
滞納繰越分収入率	-	13.9%	14.3%	14.7%	-	
滞納分収入額 (d)	-	859	859	836	2,554	

対策効果

(単位:百万円)

効果 (= (c+d) - (a+b))	-	238	274	305	817	
----------------------	---	-----	-----	-----	-----	--

【3か年の見通し】

一般会計からの繰入金

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
対策前の自然推移予測	7,115	7,459	8,099	9,270	24,828	
対策実施後の額	7,115	7,221	7,825	8,965	24,011	
対策効果	-	238	274	305	817	

2. 老人保健特別会計

老人保健

基本計画 第2編第2章第4節「社会保障」

【現状と問題点】

高齢者のための医療制度として、75歳(障害の程度により認定を受けた場合65歳)以上の方が医療機関を利用する際は、すべて「老人保健(老人保健法)」により診療を受けることとなります。高齢者の医療費は、市・都・国及び加入している保険者で支えられ、被保健者である加入者本人の負担をできるだけ軽減するよう老人保健法により定められています。老人保健特別会計は、老人保健事業の医療費にかかる部分を担う会計です。

かかった医療費については、平成14年10月以前は拠出金70%・公費30%の割合で費用負担しておりましたが、同年8月の法改正により順次段階的に公費負担が引上げられることとなりました。現在は経過期間中ですが、最終的に平成18年10月には、拠出金50%・公費50%へと変更となります。老人保健法において、市の負担分は公費のうちの6分の1と定められているため、公費負担割合の引上げの影響は少なくありません。参考までに公費負担が引上げられた際の市の負担額は、医療給付が14年度並であったとの想定で試算すると、18年度以降には、約9.2億円の負担増となります。

老人保健法による医療受給者は、年平均45,002人(12年度)から48,504人(15年度)へと3,500人増加してきました。平成14年10月の医療制度改正により、老人保健の対象年齢が段階的に70歳以上から75歳以上に引上げられており、19年度までは年齢による新たな受給者が発生しないため、計画期間中は減少傾向が続く見込です。しかしながら、20年度以降は高齢化の進展に伴い、新たな対象者の数は増加傾向に転じることが想定されています。

【めざす方向】

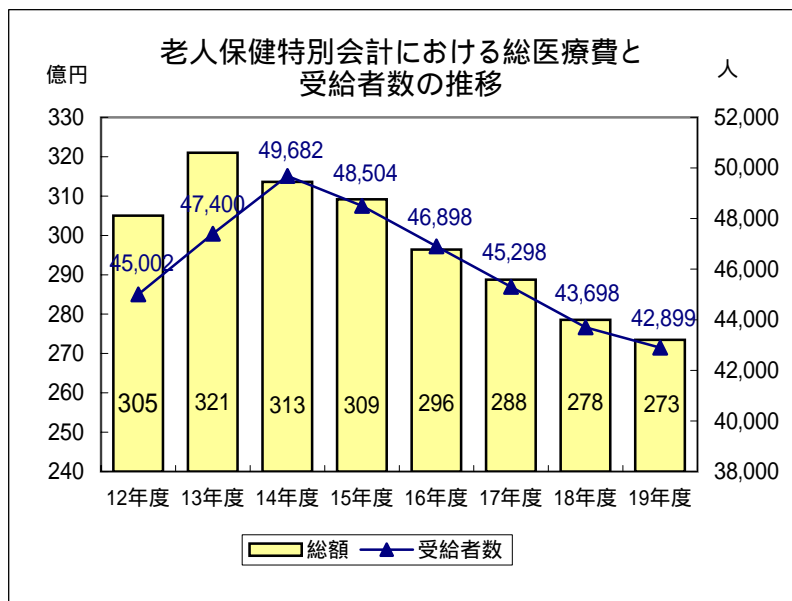
高齢者が健康で安心して暮らすことができるよう、健康づくりを推進するとともに、いざ、健康を害した際には適正な負担で医療を受けることができる健全な老人保健制度の継続をめざします。

【課題】

総医療費は受給者数が一時的に減っていることから、減少する傾向にあります。一般会計からの繰入金は増えています(P.39グラフ参照)。これは、前述のとおり段階的な公費負担率の増加の影響によるものです。

このことに加え、平成20年度以降は新たな受給者が増えることから、医療費が増え、繰入金的大幅な増加が予想されます。医療費の総額を抑え、市負担分に充当する繰入額を抑制することが課題です。

また、誤って資格喪失後に健康保険証を使用する、交通事故に健康保険を使用するなど過誤による請求の抑制も、課題の一つです。



【対策】

医療費の抑制に向けた取組

地域医療推進部門等と連携して「健康づくり」施策を推し進め、市民の健康増進と合わせて医療費の抑制を図ります。また、頻回受診、重複受診に対しては保健制度のしくみを知っていただいた上で、適正受診となるよう理解を求めます。

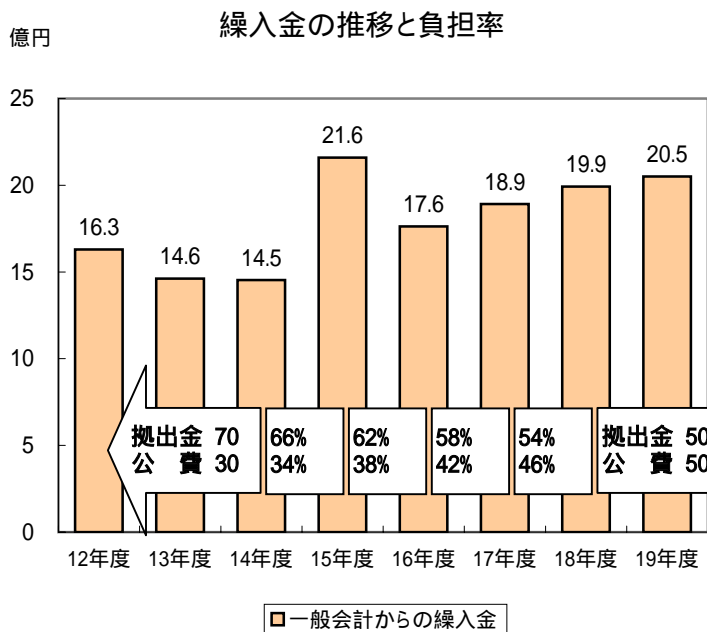
対象外受診等の検査の強化

診療報酬明細書の点検を強化するなどして、資格喪失後や、過誤請求の減少を図るとともに、交通事故による第三者行為の発見と還付請求等の強化を図ります。

【3か年の見通し】

(単位：百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
医療給付費(現物)	28,988	28,265	27,267	26,768	82,300	
医療費支給費(現金)	653	612	590	579	1,780	
一般会計からの繰入金	1,762	1,892	1,992	2,051	5,935	
受給者数	46,900人	45,300人	43,700人	42,900人	-	



【国庫負担金の収入未済による影響】

15年度の繰入額が突出している要因は、国庫負担金として年度内に収入があるべき金額(約5億円)が、未済になっていることによるものです。以前の年度にも未済額は存在しましたが、毎年定期的に提出されている変更申請額のうち、15年度は33%しか年度内に交付されませんでした。

本来このような未済は、発生してはならないもので、国に対して強く申し入れる必要があります。それとは別に地方分権の今日、突発的な財源不足にも対応できるよう、基金積立を確保するなど、持続可能な財政運営が改めて求められてきます。

3. 介護保険特別会計

介護保険

基本計画 第2編第2章第4節「社会保障」

【現状と問題点】

介護保険法が施行された平成12年度当時と15年度を比べると、本市の要介護認定者は、7,390人から12,668人へと71%増加しました。保険給付費は97億円から182億円の87%増加しています。

介護給付費の主な財源は、被保険者の保険料負担50%、国25%、都12.5%、市12.5%となっています。市の公費負担分は、一般会計からの繰入金で賄われることから、給付費の伸びに応じて繰入額は年々伸びています。平成19年には、要介護認定者の高齢者人口に占める割合が18.3%（約18,000人）になると見込まれることから、一般会計からの繰入額は、今後も増加していく見込です。

介護保険制度は、事業計画を3年毎に作成し、保険給付費などの支出に基づいた推計から保険料を設定しています。また、給付費の伸びが大きいなどの理由で、事業計画に基づいた保険料では不足が生じた場合は、「介護給付費準備基金」の取り崩し、あるいは都の「財政安定化基金」からの借入れによって財源を補う制度も取り入れられています。この借入額は、次の3か年の事業計画に加算され、借入分も保険料に反映されるしくみです。しかし、借入額に見合った形での保険料の値上げは加入者の方々の負担が大きくなることから、基金取崩しや借入額は年々増加することが見込まれます。

介護保険制度は、法律の附則において、施行後5年を目途として制度全般に関して検討を加え、その結果に基づき必要な見直しなどを行う予定となっています。国は財源や保険給付費のあり方を含め、平成18年4月に制度改正を予定しており、今後の予想の立ちにくい事業となっています。

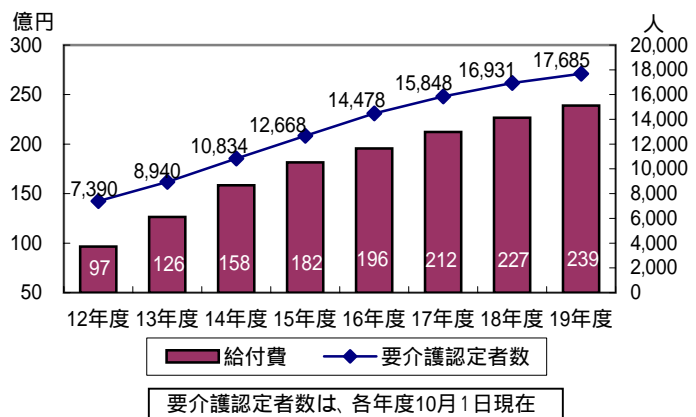
【めざす方向】

いざというときに安心して介護給付を受けることのできる、公正な介護保険制度の健全な形での維持と、加入者・非加入者間での公平性を視野に入れた本市介護保険事業を運営します。給付費の現状に見合った公平・公正な負担をはかることで、安定した制度運営をめざします。

【課題】

高齢者人口の増加に加え、要介護認定者と保険給付費の伸びから、一般会計からの繰入金は年々増加しています。保険給付費の抑制をはかるとともに、その傾向を検証することで、給付費を抑える対策を検討する必要があります。

介護保険給付費と要介護認定者の推移
(決算と見込み)



【対策】

介護給付費の適正化

審査支払機関との連携による介護給付費の利用状況を検証し、

- ・老人保健法等の他制度を適用した重複請求の点検強化
- ・事業所ごとの請求傾向の分析による不適正・不正な請求の発見及び指導強化などを図ります。

収入額の向上に向けた取組

- ・介護保険制度への理解の推進（広報・パンフレットを通じた意識啓発の努力）
- ・納付のための相談窓口の充実
- ・納付しやすい環境の整備（口座振替の勧奨、コンビニ収納などの検討）
- ・滞納解消対策本部・国民健康保険との連携による臨戸訪問などにより、保険料収入率の向上を図ります。

保険制度が健全に持続可能な形で保険料を設定（平成18～20年度）

目標値 収納額

対策実施前の自然推移予測（15年度ベースでの推移）

（単位：百万円）

区分	15年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
普通徴収分収入率	90.0%	91.5%	91.5%	91.5%	-	
普通徴収分収入額 (a)	703.4	716.4	897.5	931.7	2,545.6	
滞納繰越分収入率	18.6%	19.0%	19.0%	19.0%	-	
滞納繰越分収入額 (b)	18.6	34.5	35.7	44.2	114.4	

対策実施後の額（努力目標）

（単位：百万円）

区分	15年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
普通徴収分収入率	-	93.0%	93.0%	93.0%	-	
普通徴収分収入額 (c)	-	728.2	912.2	946.9	2,587.3	
滞納繰越分収入率	-	21.0%	22.0%	22.0%	-	
滞納繰越分収入額 (d)	-	2.6	3.1	3.5	9.2	

介護給付費適正化による効果

（単位：百万円）

区分	15年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
過誤調整額（返還含む）目標 (e)	-	25.0	25.0	25.0	75.0	

対策効果

（単位：百万円）

区分	15年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
効果 $[(c+d) - (a+b) + e]$	-	40.5	42.1	44.9	127.5	

【3か年の見通し】

一般会計からの繰入金

（単位：百万円）

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
対策前の自然推移予測	3,050	3,406	3,474	3,589	10,469	
対策実施後の額	3,050	3,365	3,432	3,544	10,341	
対策効果	-	41	42	45	128	

特別会計

4. 下水道事業特別会計

市内の全戸水洗化

基本計画 第4編第1章第3節「快適でうるおいのあるまちづくり」

【現状と問題点】

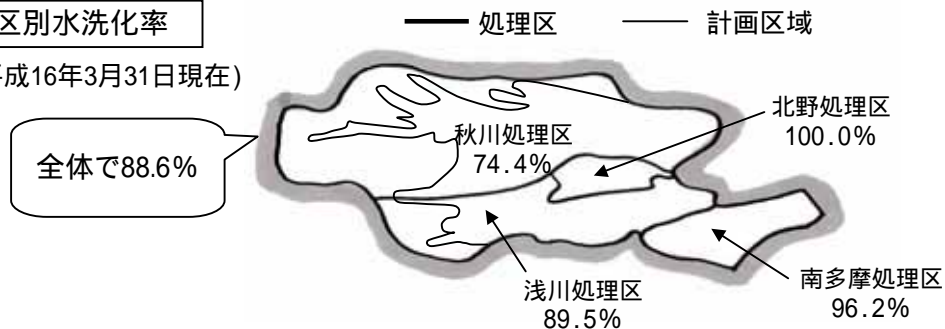
下水道普及率は15年度末88.0%となり、この3年間に12%以上向上しています。しかしながら、依然として多摩地域の平均普及率を下回っており、引き続き普及率拡充に向け、公共下水道の整備と市街化調整区域の一部での合併処理浄化槽の整備を並行してすすめ、平成19年度末に普及率100%を実現する予定です。

整備工事が完了し下水道が利用できる状態になった人のうち、排水設備工事を行って、実際に下水道を使っている人の割合(水洗化率)は普及率の90%前後に止まっています。市による普及率の拡充と併せて、市民の方々の積極的な協力によってはじめて水洗化率の向上を図ることができます。

事業費のほとんどは企業債で賄われていることから、事業の進捗にともなう公債費は今後も増加していきます。一般会計からの繰入金は、雨水処理経費のほか、公債費のうち使用料収入で賄いきれなかった部分にも充てられています。公債費は今後、毎年80億円台で推移することから、一般会計からの繰入額も毎年50億円台で推移する見込みです。

処理区別水洗化率

(平成16年3月31日現在)



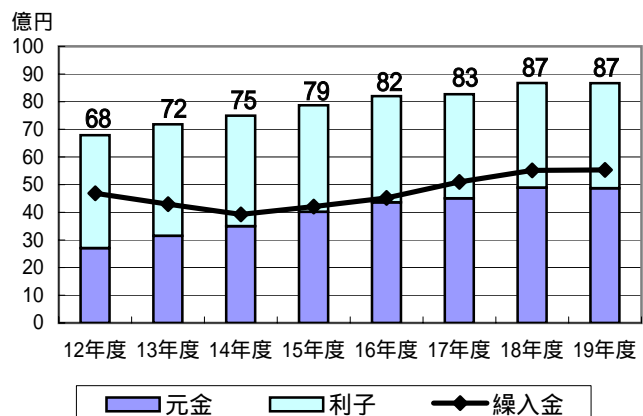
【めざす方向】

水洗化率100%を達成した翌年に、汚水処理に係る一般会計からの繰入金“ゼロ”をめざします。

【課題】

下水道事業特別会計の公債費は、本来、使用料収入を主な財源として賄われますが、現状では償還財源として一般会計から繰入れを行っています。これは、施設整備に係る市債の償還分を全て使用料で賄うと、現在の利用者と将来の利用者の間で負担の不均衡が生じるからです。将来を見据えた中で、適正な使用料を設定する基準を作成するとともに2億円に達している使用料・受益者負担金の収入未済額を縮小していく必要があります。

償還額と繰入金(推移と見込み)



【対策】

水洗化率の向上

- ・水洗化率向上のための行動計画を策定します。

使用料増収の検討

- ・企業会計を導入し使用料の見直し基準を策定するなど、適正な使用料の設定を検討します。
- ・収納目標として、「現年度収入未済額<滞納繰越分収入額」を実現し、滞納を解消します。

維持管理経費の削減

- ・直営で実施している水処理施設維持管理業務を委託化します。
- ・八王子市単独で運営する北野処理区について、都の流域下水道への編入を視野に入れ、あり方を検討します。

目標値

下水道使用料等

(単位:百万円)

区分	15年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
汚水処理普及率(目標)	88.0%	94.4%	97.3%	100%	-	
対策実施前の自然推移予測(15年度ベースでの推移予測)						
収入率	98.4%	98.4%	98.4%	98.4%		
下水道使用料 (a)	6,988	7,505	7,681	7,857	23,043	
浄化槽使用料 (b)	(16年度から)	4	8	13	25	
対策実施後の額(収納努力目標)						
収入率	98.4%	98.6%	98.7%	98.8%		
下水道使用料 (c)	6,988	7,520	7,704	7,889	23,137	
浄化槽使用料 (d)	(16年度から)	4	8	13	25	

受益者負担金

(単位:百万円)

区分	15年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
対策実施前の自然推移予測(15年度ベースでの推移予測)						
収入率	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%		
受益者負担金 (e)	576	559	548	521	1,628	
対策実施後の額(収納努力目標)						
目標収入率	85.0%	90.5%	90.5%	90.5%		
受益者負担金 (f)	576	596	584	554	1,734	

施設管理の委託化

(単位:百万円)

区分	15年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
委託料増加額 (g)	-	130	130	130	390	
人件費縮減額 (h)	-	205	205	205	615	

対策効果

(単位:百万円)

区分	15年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
効果 $\{=(c+d+f+g) - (a+b+e+h)\}$	-	127	134	141	402	

【3か年の見通し】

一般会計からの繰入金

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
対策前の自然推移予測	4,518	5,126	5,550	5,572	16,248	
対策実施後の額	4,518	4,999	5,416	5,431	15,846	
対策効果	-	127	134	141	402	

5. 駐車場事業特別会計

自転車交通の活用と駐車場・駐輪場対策

基本計画 第4編第2章第1節「総合交通体系の確立」

【現状と問題点】

駐車場事業は、八王子駅周辺の交通混雑の原因となる違法駐車対策、及び中心市街地の活性化対策も合わせて、八王子駅北口地下駐車場と旭町駐車場を運営しています。駐車場設置と並行して、「迷惑駐車等防止指導員」を配置することにより中心市街地を訪れる車を周辺駐車場へと移動を促すことにより、迷惑駐車の数値は平成14年1月に比べ、15年度は1日平均7割減少しています。

迷惑駐車などによる交通渋滞の緩和が主目的ではありますが、事業としても採算が取れるよう、時間設定の変更（30分 15分単位）や大型バイクの乗り入れなどを通じて、利用しやすい環境を整えるよう努めています。しかし、使用料収入は大きな増加が見込みにくく、事業経営の視点からは厳しい状況が続くことが想定されます。

両駐車場とも地下駐車場であるため、建設に多大な事業費を要し、借入れた公債費の償還額の負担が重いものとなっています。駐車場の事業収入では償還額を賄えないため、運営費の半分以上を一般会計から繰入れているのが現状です。

償還額は25年度にピークを迎えるため、今後も一般会計からの繰入額は増加する見込みです。また、施設の経年劣化にともない、修繕費用など管理費の増加が見込まれます。

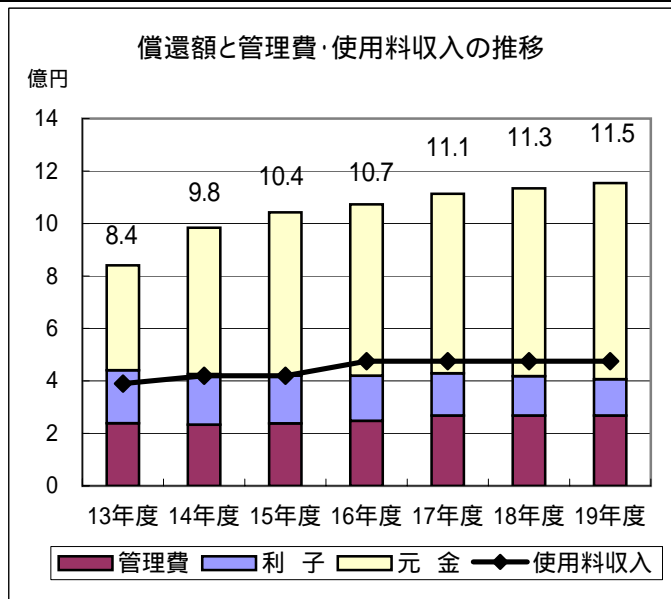
【めざす方向】

八王子駅北口周辺から違法駐車が一掃され、渋滞の無い、安全な交通環境の確立を図るとともに、事業経営の視点からは、一般会計からの繰入額を減らし、事業収益をもって事業が成り立つことをめざします。

【課題】

駐車場利用は迷惑駐車防止の対策として、一定の成果をあげていますが、使用料収入は今後大きな増加は見込みにくいことが想定されます。

一方で、公債費の償還額は伸びることから、繰入額の増加は避けられません。安定した収入を得るための対策を計画的に実行し、繰入額の伸びを抑える必要があります。



【対策】

定期(月極)駐車場の利用率の向上

旭町駐車場の定期利用枠の利用者を拡大し、安定した使用料収入を確保します(定期駐車場123台中7割の86台を目標とする)。

時間貸し部分の利用率向上の取組

- ・民間駐車場を含めた共通駐車券の導入を図ります。
- ・地域商店街との連携を図ります。
- ・学園都市センター・クリエイトホールなどの駅周辺公共施設利用者に対するPRを実施します。
- ・回数駐車券・パーキングカードを取り扱う店舗(小売店など)の拡大を図ります。
- ・駐車場と契約するテナントを発掘します。

駐車場使用料以外の収入の検討

- ・広告料収入を確保します。
- ・目的外使用について検討します(駐車スペース以外の敷地を多目的利用)。
- ・利用率の低い駐車スペースを他の目的に利用します。

保守管理経費の見直し

- ・指定管理者制度への移行を検討します(目標:平成18年度より管理開始)。

目標値

収入確保に向けた取組

(単位:万円)

取組	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
PR活動による利用の向上 (a)	+1,300	+1,400	+1,500	4,200	各年度「時間貸し駐車」前年比5%
旭町定期駐車利用率の向上 (b)	+300	+600	+900	1,800	各年度6台増
新たなテナントの契約 (c)	-	+3,000	+6,000	9,000	18・19年度各1社
回数券・カードの販路拡大 (d)	+200	+200	+200	600	各年度5%増

維持管理経費の縮減

指定管理者制度導入 (e)	-	4,000	4,000	8,000	18年度導入
効果(=a+b+c+d+e)	1,800	9,200	12,600	23,600	

【3か年の見通し】

一般会計からの繰入金

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計	備考
対策前の自然推移予測	600	658	752	807	2,217	
対策実施後の額	600	640	660	681	1,981	
対策効果	-	18	92	126	236	

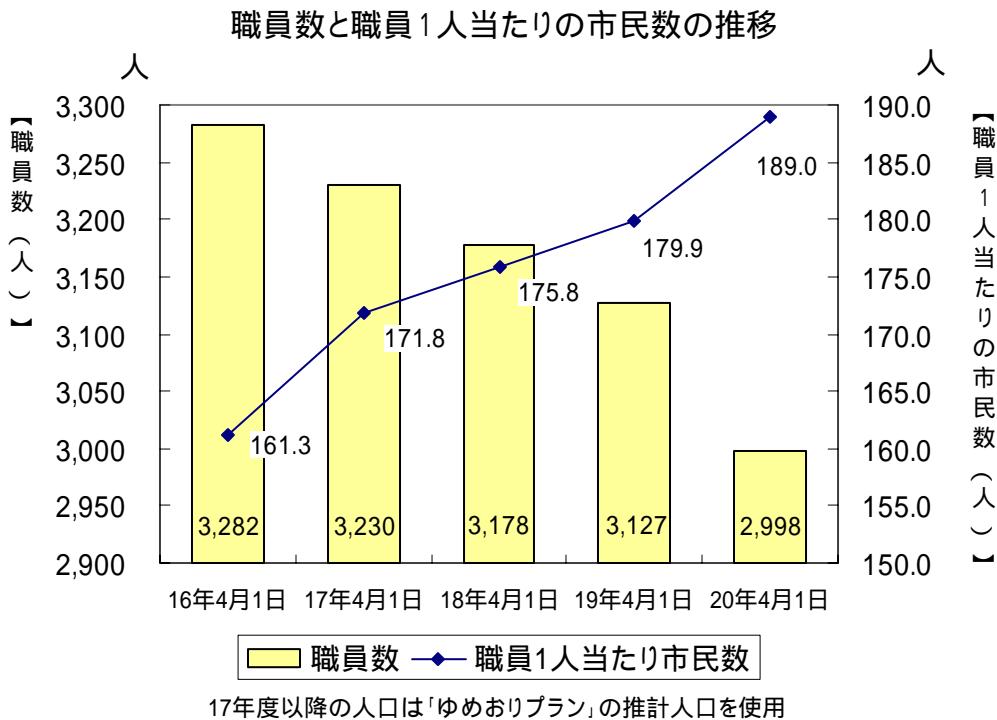
一般会計から各特別会計への繰出金見込

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	3か年計
対策前の自然推移予測	17,059	18,554	19,881	21,303	59,738
国保	7,115	7,459	8,099	9,270	24,828
老健	1,762	1,892	1,992	2,051	5,935
介護	3,050	3,406	3,474	3,589	10,469
下水	4,518	5,126	5,550	5,572	16,248
駐車場	600	658	752	807	2,217
その他	14	13	14	14	41
対策実施後の額	17,059	18,130	19,339	20,686	58,155
国保	7,115	7,221	7,825	8,965	24,011
老健	1,762	1,892	1,992	2,051	5,935
介護	3,050	3,365	3,432	3,544	10,341
下水	4,518	4,999	5,416	5,431	15,846
駐車場	600	640	660	681	1,981
その他	14	13	14	14	41
対策効果	-	424	542	617	1,583

定員適正化方針

簡素で効率的な行政体制を構築していくため、また、人件費算定の基礎とするために定めたものです。



定員適正化方針

(1)定員管理の考え方

ア.「官から民へ」の流れの中で

21世紀の到来と共に、行政を取り巻く社会環境は大きく変化を遂げてきています。本格的な少子高齢社会への移行、低成長率が続く経済情勢、人々の価値観や生活様式の多様化などを特徴とした今日の社会は一言で言えば、成長社会から成熟社会へ一步を踏み出したと言っても良いでしょう。こうした中であっては行政に求められる役割も変化を遂げ、組織のあり方も常に見直していく必要があります。

戦後の長い間、我が国では官民の役割が比較的明瞭に区分される中で、官の領域が拡大する傾向にありました。国民の勤勉性を前提にした高度成長もまた、そういった方向性を可能にすると共に、拍車をかけるものでした。その結果、戸籍や学校教育などの業務に加え、文化・スポーツなどの多様な範囲で行政機関の直接施行による事業展開が図られ、それに伴い組織も拡大してきました。

しかしながら、成熟社会にあってはそれらは見直される方向にあります。まずはじめに、行政が多様な範囲で直接事業を執行することは、一面では民業との競争をもたらし、民間の経済活動を阻害する要因ともなる可能性があります。例えばプールやテニスコートなどは、一時代前には民間の進出も少なく、行政が積極的に施設提供する意義が大きいものでしたが、継続して行政が提供していく場合は、その目的を明確にする必要があると共に、必要性や経済性に配慮する必要があります。

次に、行政が引き続き担う必要があっても、その実施方法については有効性や効率性の観点から多様な方式を検討し導入する必要があります。

大きな流れとしては、今後の行政の役割は調整機能や相談機能の範囲が広がり、直接的な給付型のサービス供給は、民営化、民間委託化、協働による事業実施などに転じていくことが想定されます。組織及び定員管理をしていく中においても、こうした時代背景を踏まえたうえで、適宜適正な見直しを行っていく必要があります。

イ.「国から地方へ」の流れの中で

一方で、我が国全体の行政制度の見直しの中では、地方分権の流れを受けて、「地域のことは地域の責任で地域で決める」視点のもと、国の役割を限定縮小し、地方へ権限や事務を委ねていく方向にあります。こうした中で本市においても保健所業務や中核市業務などの新たな業務への対応を図るほか、新たに市町村業務とされた諸種の業務への対処が必要となってきます。

ところで、福祉の分野の多く、児童福祉や障害者福祉の分野で「措置から契約」

への制度改正が行われているように、国から地方への流れに合わせて、これまでの権力的な行政執行から市民との合意による行政へとの変化も図られているところです。こうした中においては、業務を執行する職員のあり方についても新たな対応が必要とされるところです。すなわち、許認可決定などで法の規定により正規の職員が担う必要のあるものを除いては、嘱託員や臨時職員の積極的な活用が人々の社会貢献意欲を満たしていくためにも必要とされることです。本市でも既に進めているところですが、図書館でのレファレンスサービスなどは、経験と意欲を持った市民との間での協働が欠かせないところです。

(2) 具体的対応

前述の時代背景を踏まえた考え方に基づき、本「定員適正化方針」では以下のとおり具体的な定員管理の方針を示します。

- ア．対象期間 平成17年度から19年度の3年間としますが、18年度以降については原則的に毎年度ローリングを行うものとします。
- イ．対象範囲 常勤の一般職員（地方自治法の規定による他団体への派遣職員を除く）のほか、再任用短時間勤務職員、再雇用嘱託員、一般嘱託員としています。
- ウ．方針内容 各年度別・事由別に、常勤の一般職員、再任用職員、嘱託員の各々の増減数を示しています。
- エ．留意事項
- ・ 事業量を反映したゼロベースからの定員配置 現状の定員配置を無条件に「是」とすることなく、実施計画などで示された毎年の業務量に基づき、必要とされる人材資源を原則「ゼロベース」から毎年見直すこととします。
 - ・ 多様な雇用形態による適正配置 「考え方」や「対応」で示したとおり、常勤の一般職員に加え、再任用短時間勤務職員、嘱託員及び臨時職員といった多様な雇用形態の職員を、職務の内容に対応して効果的に配置し、効率的な業務運営を進めます。
 - ・ 部単位での定員管理 平成15年8月の組織改正において全庁に主査制を導入し機動的な組織運営を図ったところですが、この考え方を更に進めると共に業務の効率化を図るため、定員配置の基礎単位を課から部に変更し、部長の人事管理権限を拡大し、業務の繁閑に応じた柔軟な職員配置を進めます。
 - ・ 新たな行政需要への対応 新たな行政需要への対応に際しては、前述の「考え方」や「対応」で示したとおり、原則として事業手法の見直しや民営化の推進等により組織定員全体を削減する中で生み出した職員の適正配置によ

り対応していきます。

なお、この間、新規の常勤一般職員の採用は組織の継続性と活性化の視点から必要とされる最少限度に止めるものとします。

(3) 職員数の推移

(人)

区分	16.4.1	17.4.1	18.4.1	19.4.1	20.4.1
常勤の一般職員	(3,282)	3,230	3,178	3,127	2,998
再任用短時間勤務職員	(66)	71	70	74	75
再雇用	(208)	232	234	234	240
一般	(233)	258	289	291	296
嘱託員	(441)	490	523	525	536

() 内 (16 年度数値) は参考数値 (計画期間外)

(4) 年度別・事由別、常勤の一般職員・再任用職員・嘱託職員数増減 52 頁以降に表記

(5) 臨時職員の活用

市役所が担うべき業務を精査して、役割分担の中で総仕事量を減少していく視点は重要であり、業務の民営化や協働の推進は不可欠です。また、市役所が担うべき仕事であっても、その執行形態はこれまでのように、全て職員が直接担うのではなく、業務の委託化を進めることにより、総職員数及び人件費の縮減を図っていく必要があります。

同時に、市役所において職員が直接担う事業であっても、その職務内容に応じて多様な職員形態で対応することが、これからの行政運営には求められるところです。前述の再任用職員や嘱託員の活用も、そうした考え方の一環であり、高齢成熟社会の中であって、培われた知識や技術を生かしていく視点と、「小さくて効率的な政府」構築の観点から進めるものです。

そうした中、今回の定員適正化方針においては、具体的な定員管理にまでは及んでいませんが、「臨時職員」についても一定の方針のもとで、その活用を図っていく必要があるところです。現在では、多くの市民の方々が「公への関与と貢献」を求めています。そうした能力と気概を市政に活用することは、本人の自己実現に有用なだけでなく、地域雇用の促進にも寄与し、市役所のスリム化にも役

立つものです。常勤の一般職員を極力少数としていく方針で臨む中、その他の職員が役割に応じて公の業務を担う体制の構築が求められるところです。

そこで、この3年間の臨時職員については、「常勤の一般職員の削減に伴う労働量以上に増加させない中で活用していく」ことを目標に置くこととします。

なお、現在の臨時職員は補助的な仕事を中心に、その勤務時間や勤務期間も極めて短期のものから中期的なものまで様様であり、延べ人数で数えると多くの数となりますが、今後は短期の方もいる一方で長期に渡って職務を担う形態も増やす必要があることから、1人が通算で勤務した形での定員管理が必要となるとともに、雇用にあたっての透明性や公平性の確保が求められるものです。また、「臨時職員」という名称も検討の必要があると考えます。

本市は保健所政令市及び中核市への移行を目指しているものですが、具体的な対応はこれからであり、現時点では、移行に係る業務量が未定であるため、本定員適正化方針においては、それらの要素を加味していません。

ア.常勤の一般職員

(単位:人)

基準日	16.4.1	17.4.1	18.4.1	19.4.1	20.4.1
職員数	3,282	3,230	3,178	3,127	2,998
対前年職員増減		52	52	51	129
新たな行政需要への対応等					
主な項目		38	71	47	20
新市民会館建設 地域子ども家庭支援センター開設					
事務事業の見直し等					
主な項目		40	30	37	82
し尿処理収集業務量の減 公共物売払い業務量の減 下水道整備事業終了に伴う減 水道事業の受託解消					
民間活力の導入					
主な項目		13	50	54	57
学童保育事業委託化 公立保育園の再編 清掃工場運転管理業務委託化 下水処理施設運転管理業務委託化 市民体育館管理運営業務委託化					
多様な雇用形態の職員の活用					
主な項目		37	43	7	10
営繕業務再任用化 学校事務嘱託化 学校用務再任用化 学校給食調理業務臨職併用化					

イ.再任用短時間勤務職員

(単位:人)

基準日	16.4.1	17.4.1	18.4.1	19.4.1	20.4.1
職員数	66	71	70	74	75
対前年職員増減		5	1	4	1
事務事業の見直し					
主な項目		1	3		
国勢調査終了に伴う減 財産管理業務量の減					
業務運営見直しによる再任用職員の活用					
主な項目		6	2	4	1
営繕業務再任用化 清掃業務再任用化 学校用務再任用化					

ウ.嘱託員

(単位:人)

基準日	16.4.1	17.4.1	18.4.1	19.4.1	20.4.1	
職員数	441	490	523	525	536	
対前年職員増減		49	33	2	11	
事務事業の見直し						
主な項目	国勢調査終了に伴う減		4			
業務運営見直しによる嘱託員の活用						
主な項目	学校事務嘱託化 学校管理業務嘱託化		49	37	2	11

発行日 平成16年10月
編集・発行 八王子市行政経営部

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 0426-20-7423 (直通)

FAX 0426-27-5939

E-mail gyoseikeiei@city.hachioji.tokyo.jp